

令和 7 年第448回定例会

矢 吹 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 6 日 開 会

令和 7 年 6 月 13日 閉 会

矢 吹 町 議 会

令和7年第448回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
町政報告	5
報告第2号の上程、説明、質疑	8
報告第3号の上程、説明	9
報告第4号の上程、説明、質疑	10
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案の上程、説明(議案第24号～議案第26号)	19
散会の宣告	20

第 2 号 (6月9日)

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 1
職務のため出席した者の職氏名	2 2
開議の宣告	2 3
一般質問	2 3
梅 宮 美和子 議員	2 3
関 根 貴 将 議員	2 7
富 永 創 造 議員	3 7
小 島 紀 子 議員	4 7
散会の宣告	6 2

第 3 号 (6月10日)

議事日程	6 3
本日の会議に付した事件	6 3
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 3
職務のため出席した者の職氏名	6 4
開議の宣告	6 5
一般質問	6 5
三 村 正 一 議員	6 5
青 山 英 樹 議員	8 0
総括質疑	9 5
議案・陳情の付託	9 5
散会の宣告	9 6

第 4 号 (6月13日)

議事日程	9 7
本日の会議に付した事件	9 7
出席議員	9 7
欠席議員	9 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 8
職務のため出席した者の職氏名	9 8
開議の宣告	9 9
議事日程の報告	9 9
陳情第 2 号、第 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	9 9

議案第 2 4 号、陳情第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 2 5 号、第 2 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 1
選挙第 1 号 選挙管理委員及び同補充員の選挙	1 0 3
日程の追加	1 0 4
承認第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
同意第 1 号の上程、説明、採決	1 0 5
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
閉会中の継続審査の申し出について	1 1 0
閉会の宣告	1 1 0
署名議員	1 1 3

令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）

（第 1 号）

令和7年第448回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和7年6月6日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 報告第2号 令和6年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 6 報告第3号 出資法人の経営状況について
- 日程第 7 報告第4号 専決処分の報告について（専決第1号 損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第 9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
- 日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和6年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号））
- 日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号））
- 日程第14 承認第7号 専決処分の承認について（専決第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第15 承認第8号 専決処分の承認について（専決第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第16 承認第9号 専決処分の承認について（専決第10号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 議案の上程
議案第24号・第25号・第26号
（町長提案理由説明のみ）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	梅	宮	美和子	２番	小	島	紀子
３番	芳	賀	慎也	４番	関	根	貴将
５番	高	久	美秋	６番	鈴	木	浩一
７番	富	永	創造	８番	三	村	正一
９番	鈴	木	隆司	１０番	青	山	英樹
１１番	熊	田	宏	１２番	角	田	秀明
１３番	堀	井	成人	１４番	藤	井	源喜

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭	副町長	鈴木一史
教育長	大杉和規	代表監査委員	佐藤昇一
総務課長	正木孝也	企画・デジタル推進課長	国井淳一
まちづくり推進課長	神山義久	総合窓口課副課長	水戸政司
税務課長	渡辺憲二	保健福祉課長	山野辺幸徳
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美	商工観光課長	柏村秀一
都市整備課長	有松泰史	上下水道課長	小磯剛
行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿部正人	教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊
生涯学習課長	西山貴夫	子育て支援課長	小椋勲

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	次長	鈴木直人
--------	------	----	------

◎開会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第448回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、4番、関根貴将議員より、少し遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤井源喜議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

13番 堀井成人 副議長

1番 梅宮美和子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） 議場の皆さん、おはようございます。

第448回矢吹町議会定例会が本日6月6日に招集になりましたので、それに先立ち、6月4日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案については企画デジタル推進課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等については、事務局長から説明を求め協議いたしました結果、会期を本日6月6日から6月13日までとし、会議日程については、お手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することにいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告とさせていただきます。

よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日6月6日から6月13日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月6日から6月13日までの8日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会における議案書等の写し、陳情文書並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの3月定例会において議決されました発議第1号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月18日付で各関係機関に送付いたしました。

これより例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

佐藤昇一代表監査委員。

〔代表監査委員 佐藤昇一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一代表監査委員） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました例月出納検査結果について、ご報告申し上げます。

検査を執行了日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、令和6年度2月分を3月25日に、3月分を4月24日に、令和6年度及び令和7年度4月分を5月22日にそれぞれ行いました。

上下水道事業会計につきましては、令和7年1月1日から3月31日までの第4半期分を4月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をご覧いただきたいと思います。と存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

次に、私から令和7年5月30日に開催されました令和7年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についてご報告いたします。

臨時会提出議案の審議に先立ち、組合議会正副議長の選任に関する申合せ事項に基づき、組合議会の正副議

長の選任が行われ、議長に私、藤井が、副議長に緑川裕之矢祭町議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案は6件であります。議案第6号及び第7号の動産の取得については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第8号 白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第9号 白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の2件については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第10号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第11号の白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります、石名国光白河市議会議長が同意されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で、令和7年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についての報告を終わります。

これにて私からの報告を終了いたします。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（藤井源喜議長） 日程第4、これより町政報告を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、第448回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、藤井議長をはじめ議員の皆様には感謝を申し上げます。

それでは町政報告をさせていただきます。お手元に配付いたしました第448回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、住民税非課税世帯に対する給付金支給事業についてであります、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた方々への支援を目的に実施している本事業は、基準日となる令和6年12月13日現在、本町の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯に対して、1世帯につき3万6,000円の給付金を支給し、また対象世帯に18歳未満の子供がいる場合には、児童1名につき2万円を加算して支給するものであります。

対象と思われる世帯には2月末にお知らせを郵送しておりまして、5月7日までに1,518世帯に対して合計5,796万8,000円を給付しております。そのうち18歳未満の子供さんがいる世帯への子ども加算分の給付は95世帯、166名分の332万円となっております。

次に、矢吹町の公共交通についてであります、移動手段を持たない方の交通手段を確保し、将来を見据え、

誰もが町内の移動を便利に、そして安全・安心に行える交通環境を整備する施策として、の行き活きタクシー事業、これに加えまして、また定時定路線のコミュニティバス、これに代わるという形でA I活用型オンデマンドバスのるーと矢吹について、令和7年1月15日より実証運行に取り組んでおります。令和7年1月から令和7年3月末までの3か月間で延べ634名、1日平均12名の利用がありまして、直近の3月においては1日平均14名の利用がありました。現在も継続して事業に取り組んでおりまして、令和7年度につきましては4月1日から5月末日までで延べ499名の利用となっております。

利用者からの予約型で待ち時間も少ないと。停留所ではなく、ここが大事ですありますけれども、自宅から行きたい場所までドア・ツー・ドア方式で移動することができ、自力の移動が容易でない特に高齢者、最近非常に、特にコロナ明け以降、足の弱い、足の悪い高齢者の方々が非常に増えているというふうに思われますが、大変便利だと。高齢者の免許返納の促進にも資する、こういった足がなくなる方にとって免許返納というのは非常に大きなハードルでありまして、これにも資するものではないかというふうに考えております。料金も400円と、タクシーより安くて助かっているなどの好意的なご意見をいただいております。

また、乗り降りの際に段差があつて、これが困るんだというようなご意見もございました。そのためスライドドアの開閉と連動して自動で出入りするステップを速やかに施すことで、より快適に利用ができるようにいたしました。

なお、夜間や土日、祝祭日の運行を求めるご意見もいただいております、今後、町民ニーズや課題に対応できるよう調査、検討し、より便利で快適な地域公共交通の改善に努めてまいります。

今朝の福島民報にも、このるーとの記事が出ておりまして、利用者の強い声に基づいて乗降場所6拠点を追加したということがありました。これは町外、今日の記事では泉崎、それから矢吹町の高速バスの乗り降りする場所、その場所と、それからあとは玉川村の、三神の方々を中心にしてよく使われているところの診療所であるとか、それからあとは駅であるとか、あるいは空港であるとか、そういったところに、より便利になるように拡大しているということが報じられております。

このような形でどんどん使っていただいて、そして、またどんどん便利になって、そして安全に安心に町内を移動していただくと。高齢者だけでなく今は特に特に免許が持てない方々ですよね、子供さん方と、それから免許を返納された、あるいは免許を持っていない高齢者の方々ですが、それと関係なしに多くの方々に利用していただきたいというふうに思っております。

次に、健康センター管理運営事業の実施状況についてであります、初めに、あゆり温泉におきまして令和6年度の年間入館者数は9万8,523名となりまして、1日当たりの平均入館者数は316名となりました。前年度比で約30.3%、3割増し、2万2,894名の増加となっております。令和6年4月1日から利用が開始された男女露天風呂へのバレルサウナ及び水風呂の設置PR効果、あるいは、整うという言葉とともにサウナブームが非常に今、大変な状況となっておりますけれども、そのブームとも相まって新規の入館者も増加し好評を得ております。

また、アルカリ単純泉の泉質のよさ、温泉の質のよさ、これも大分言っていることもありまして、当該施設指定管理者企画の魅力的なイベントの実施、そして、洗い場、敷き畳、この畳も清潔感であったり、それから転ぶとか、そういった特に高齢者についての様々な配慮ということもありまして、また、その新鮮さ、

こういった要因が重なって、特に家族連れでも子供さんとか若い層に広がってきたというのが大変大きなことかなと、さっきのサウナのことも含めて大きな変化だというふうに考えております。コロナ禍前の、あるいはそれ以上のにぎわいの状況となりつつあることは心強いことであります。

次に、温水プールでの令和6年度の年間入館者数は5万3,049名、1日当たりの平均入館者数は214名となりました。前年度比で約15.9%増、15%、16%増しと。7,275名の増加となりました。

温水プールにおきましては、町内在住の高齢者に毎日の健康増進の日課として利用されているほか、若い新規の利用者から定期券で来館する高齢者の方々まで幅広く利用されておりまして、入館者数の増加とともに、健康志向の高さを再認識する結果となりました。

また、こちらも大変大きいんですが、トレーニングルームの利用者につきましては、令和6年度の利用者数は8,365名となりまして、前年度の利用者3,206名と比較しますと約160.9%増の5,159名という大変大きな増加となっております。

増加の理由といたしましては、トレーニングマシン等の増加に伴う新規の利用者数の増加とともに、温水プールと同様、若い方々から高齢者まで、これまでどうしても高齢者の方々が多かったんですが、若い方々が相当利用されているという健康志向の高さだと認識しております。

次に、地域おこし協力隊の着任についてであります。

今年度は2名の隊員がそれぞれ異なる分野のミッションを達成するため、4月1日に着任いたしました。東京都から移住された佐藤洋隊員は、これまで民間企業や総務や経理などのバックオフィス関係の業務を長年務めてきた経験を生かし、事業者の経営支援や事業承継、非常に今、せっかく黒字であったり事業は順調、そして非常にいい技術を持っているのに廃業に至ると、後継者がいないために。かといってM&Aをやるとかいうのはなかなかハードルが高いというようなこともあって、社会的に全国的な大きな課題になっておりますけれども、その事業承継に関する分野の活動を行っております。

そして、こちらがなかなか注目されるところでありますが、もうお一方、二本松市から移住された有野真由美隊員、この方がこれまで二本松市の地域おこし協力隊として活動して、地域の活性化に大きく貢献された実績で、これが今日ちょっと持ってまいりましたが、今もう非常に有名になりました「岩代おじさん図鑑」、これを作った方なんです。今や随分民報なんかにも出ておりますが、民報、民友にも。この間は韓国でも紹介されているとか、それから、あとは福島民友では、なんと、うちで言うとうち千葉麻美さんがこういうふうになっていましたが、「マイストーリー」ということで12回連続でこの「岩代おじさん図鑑」を作ってきて地域おこしに貢献したということで紹介されているという方です。大変真面目で、こういったことについて大変熱心な方であって、大変矢吹町としても期待できるどころかなというふうに思っております。有野真由美さんといいます。

私もそうですが、できれば実はこないだ知事とお話ししたときも、知事もこの「おじさん図鑑」にぜひ載せてもらいたいというようなことも言っていましたが、ぜひ皆さんも今、矢吹町を随分歩いて回って一生懸命、今勉強していると。学生時代に矢吹町に来ていて様々な縁があったらしくて、矢吹町あるいは福島については大変関心があるというふうにおっしゃっております。矢吹町の地域おこし、あるいは地域創生という点では非常に期待できるのかなというふうに思っております。

次に、第42回中畑清旗争奪ソフトボール大会についてであります。

今年度は県内外のスポーツ少年団64チームの参加により、矢吹球場をメイン会場として4月26日、27日の2日間開催いたしました。大会では、元読売巨人軍の元木大介さん、非常に有名ですね、皆さんもご存じの元木大介さんを特別ゲストとしてお迎えし、中畑清名誉大会長と共に大変盛り上げていただきました。

なお、今年度の開催に当たっては、昨年の大会が8月3日という大変暑いとき、真夏の猛暑の中での開催となり、体調不良となる子供さんも少なくなかったということで、選手はもとより会場に訪れる全ての皆様への身体的な負担が少なく、天候にも左右されにくい時期を考慮し、こういったのはもう関係者の日程を取るのが非常に大変なんで、前回の開催のときも関係者はご苦労されたと思いますが、今回は初めて4月に開催いたしました。そのため出場されたチームにおかれましては、幸い天候にも恵まれまして、大きなけがやトラブル等もなく無事に大会を終えることができました。関係者の皆様の努力に感謝いたします。

次に、これが最後ですね、口頭でご報告するのは最後なんです、今の矢吹の将来にとって大切なことということでちょっと申し上げますと、小中学校の入学式についてであります。

町立4小学校と矢吹中学校、そして、また幼稚園であります、まず町立4小学校についてであります、4月7日に行われまして、矢吹小学校の新入学児童は前年度より16名少ない20名ということです。そして、善郷小学校の就学児は前年度より5名多い77名、中畑小学校の新入学児は前年度と同じ19名、三神小学校の新入学児童は前年度より8名少ない12名でありました。町内4小学校の新入学児の合計は前年度より19名少ない合計で128名、全校児童数が834名、4小学校で834名、前年度と比較して23名減となっております。

また、中学校です。矢吹中学校であります、矢吹中学校の新入学生は前年度より11名少ない140名。全校児童数が427名となり、前年度と比較して25名減となっております。

そして、町立4幼稚園であります、4月10日に入園式が行われ、矢吹幼稚園の新入園児は前年度より7名少ない10名、中央幼稚園の新入園児は前年度より7名少ない26名、中畑幼稚園の新入園児は前年度より4名少ない7名、三神幼稚園の新入園児は前年度より2名少ない7名であります。4園の新入園児の合計は前年度より20名少ない50名で、進級児122名と合わせて在園児の合計は172名となり、前年度と比較して10名減となっております。非常に元気の出るというか前向きな数字なり、それからあとは要素であったり、これからいろいろ考えなくちゃならない要素、様々ございます。

ここまで、町政報告から6点を抜粋し報告を申し上げます。矢吹町の地方創生、あるいは、さらなるにぎわいづくりに向けて、議員の皆様のさらなるお知恵とお力をお借りし、申し上げまして、私からの町政報告とさせていただきます。

その他16項目につきましては、お手元に配付いたしました第448回矢吹町議会定例会町政報告より報告とさせていただきます。それではよろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 以上で町政報告は終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（藤井源喜議長） 日程第5、これより報告第2号 令和6年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、説明いたします。

日程第5、報告第2号 令和6年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は令和6年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました強い農業づくり推進事業、複合施設管理運営事業等の8事業を、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、繰越計算書のとおり令和7年度へ繰り越しましたので、同条第2条の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

○町長（蛭田泰昭町長） すみません、ちょっと読み間違えましたね。最後のところでありますが、令和7年度へ繰り越しましたので、同条第2条と言っちゃったかな、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。失礼いたしました。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第2号 令和6年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（藤井源喜議長） 日程第6、これより報告第3号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 日程第6、報告第3号 出資法人の経営状況についてであります。本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容につきましては、令和7事業年度事業計画、令和6事業年度事業報告、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの損益計算書、令和7年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュフロー計算書及び財産目録のとおりであります。

それではよろしく願いします。

○議長（藤井源喜議長） 報告第3号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第４号の上程、説明、質疑

○議長（藤井源喜議長） 日程第７、これより報告第４号 専決処分の報告について（専決第１号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、説明いたします。

日程第７、報告第４号 専決処分の報告についてであります。専決第１号 損害賠償の額を定めることについてであります。本件は令和６年１２月２６日午後４時頃、矢吹町善郷内２４６番地、町営小池住宅Ｃ－１１５号室において、地下に埋設してあるトイレ排水管の断裂の影響によりまして汚水が詰まり、当該部屋のトイレから汚水が逆流し、当該入居者の家財が水没及び汚損したに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は１０万１,２００円であり、相手方との示談は成立しております。

つきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、令和７年３月２１日に専決処分を行いましたので、同条第２項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第４号 専決処分の報告について（専決第１号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第１８０条第２項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第８、これより承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（専決第２号 令和６年度矢吹町一般会計補正予算（第１０号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは説明いたします。

日程第８、承認第１号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第２号 令和６年度矢吹町一般会計補正予算（第１０号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ１億３,４１６万１,０００円を減額し、総額を９１億９,０５９万円とするものであります。

歳入の主な内容は、地方特例交付金４,０９７万６,０００円、地方交付税９,２４９万５,０００円をそれぞれ増額し、県支出金６,３５８万円、繰入金１億７,３５９万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、衛生費を上下水道事業負担金の減額により２,１６１万１,０００円、農林水産業費を経営発展支

援事業補助金の減等により4,943万6,000円、土木費を下水道事業負担金の減等により2,699万円、それぞれ減額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、庁舎管理事業等の8事業について年度内完了が困難なことから、総額3億4,569万円を設定するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、緊急自然災害防止対策事業債ため池710万円、そして、緊急防災減災事業債370万円をそれぞれ減額し、公共施設等適正管理推進事業債集会施設330万円、脱炭素化推進事業債福祉施設570万円、緊急自然災害防止対策事業債道路1,100万円、農業施設災害復旧事業債270万円をそれぞれ廃止するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和6年度矢吹町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第9、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第9、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第3号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,804万5,000円を減額し、総額を15億9,943万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金11万1,000円、繰入金1,598万9,000円、諸収入285万7,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税522万2,000円、使用料及び手数料3万6,000円、県支出金3,174万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費29万円、保険給付費1,775万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和6年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第10、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第10、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第4号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2,461万3,000円を減額し、総額を16億7,970万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金1,985万7,000円を増額し、国庫支出金1,365万2,000円、支払基金交付金2,416万1,000円、県支出金665万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費46万2,000円を増額し、保険給付費2,090万円、地域支援事業費417万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和6年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第11、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第11、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第5号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ143万7,000円を追加し、総額を2億2,824万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料264万3,000円を増額し、繰入金103万4,000円、諸収入17万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金165万5,000円を増額し、総務費2万1,000円、諸支出金19万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和6年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第12、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和6年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第12、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第6号 令和6年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）について。

収益的収入につきましては、既定の額から1,283万5,000円を減額し、総額を4億2,604万3,000円とするものであり、内容は営業収益を591万5,000円減額し、営業外収益を692万円減額するものであります。

収益的支出につきましては、既定の額から24万5,000円を減額し、総額を4億4,828万5,000円とするものであり、内容は営業費用を24万5,000円減額するものであります。

資本的収入につきましては、既定の額から480万円を減額し、総額を8,579万4,000円とするものであり、内容は企業債を480万円減額するものであります。

資本的支出につきましては、既定の額から400万円を減額し、総額を1億7,468万5,000円とするものであり、内容は建設改良費を400万円減額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、配水管布設事業債を480万円減額するものであります。

次に、他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計から水道事業会計補助を受ける金額を692万円減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和6年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第13、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第13、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第7号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号）について。

収益的収入につきましては、公共下水道事業において既定の額から3,177万2,000円を減額し、総額を4億1,192万8,000円とするものであり、内容は営業収益を900万円増額し、営業外収益を4,077万2,000円減額するものであります。

農業集落排水事業におきましては、既定の額から2,079万円を減額し、総額を1億8,011万6,000円とするものであり、内容は営業収益を113万1,000円増額し、営業外収益を2,192万1,000円減額するものであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業において既定の額に77万3,000円を増額し、総額を4億4,595万2,000円とするものであり、内容は営業費用を77万3,000円増額するものであります。

資本的収入につきましては、公共下水道事業において既定の額に897万3,000円を増額し、総額を2億2,300万5,000円とするものであり、内容は企業債を2,040万円減額し、ほかの会計負担金を3,199万8,000円増額し、他会計補助金を256万5,000円減額し、補助金を6万円減額するものであります。

農業集落排水事業におきましては、既定の額に633万2,000円を増額し、総額を1億3,321万円とするもので

あり、内容は企業債を1,140万円減額し、他会計負担金を2,119万2,000円増額し、他会計補助金を346万円減額するものであります。

資本的支出につきましては、公共下水道事業において既定の額から492万1,000円を減額し、総額を3億2,362万3,000円とするものであり、内容は建設改良費を492万1,000円減額するものであります。

農業集落排水事業におきましては、既定の額から1,000万円を減額し、総額を1億9,133万1,000円とするものであり、内容は建設改良費を1,000万円減額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、公共下水道事業債を2,040万円減額し、農業集落排水事業債を1,140万円減額するものであります。

次に、ほかの会計からの補助金の補正につきましては、一般会計から下水道事業会計への補助を受ける金額を6,871万8,000円減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第14、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第14、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。

が、専決第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、関連する矢吹町税条例の一部改正について、同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

主な内容としましては、軽自動車税種別割の標準税率区分の改正等であります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 矢吹町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第15、これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第15、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、関連する矢吹町国民健康保険税条例の一部改正について、同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

主な内容としましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ等であります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第16、これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第16、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第10号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置について、国の財政支援が延長されたことから、令和7年度も引き続き減免措置を行うため、第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第24号～議案第26号）

○議長（藤井源喜議長） 日程第17、これより議案の上程を行います。

議案第24号、第25号及び第26号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、日程第17、初めに議案第24号 矢吹町道路線の変更についてであります。

本案の一本木7号線、鍋内4号線、寺内西4号線は、昭和61年9月議会において認定された町道であります。

一本木7号線につきましては、県道矢吹小野線の整備の際に接続工事が行われ、終点部が変更となっているため、当該路線の終点を変更し、あわせて始点部においても土地分筆があり地番変更となっているため、起点の地番変更も行うものであります。

鍋内4号線につきましては、県が矢吹東農道整備事業で整備し、平成31年3月議会で認定された文京町12号線と一部重複が判明したため、起点を変更し現況との整合を取るものであります。

寺内西4号線につきましては、県道須賀川矢吹線のラウンドアバウト交差点改良関連工事により、県で終点部の付け替え工事を実施しております。付け替え工事の完了に合わせて終点の変更を行うものであります。

次に、議案第25号 令和7年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ126万1,000円を追加し、総額を16億5,865万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金48万5,000円、県支出金24万2,000円、繰入金53万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、地域支援事業費126万1,000円を増額するものであります。

次に、議案第26号 令和7年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は収益的収入につきましては、公共下水道事業において既定の額に243万9,000円を増額し、総額を4億1,597万8,000円とするものであり、内容は営業外収益を243万9,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業において既定の額に1,000万円を増額し、総額を4億2,111万7,000円とするものであり、内容は営業費用を1,000万円増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、11時20分より、議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力願います。

本日は大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

（午前11時05分）

令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）

（第 2 号）

令和7年第448回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和7年6月9日(月曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1 番	梅	宮	美	和	子	2 番	小	島	紀	子
3 番	芳	賀	慎	也		4 番	関	根	貴	将
5 番	高	久	美	秋		6 番	鈴	木	浩	一
7 番	富	永	創	造		8 番	三	村	正	一
9 番	鈴	木	隆	司		10 番	青	山	英	樹
12 番	角	田	秀	明		13 番	堀	井	成	人
14 番	藤	井	源	喜						

欠席議員(1名)

11 番	熊	田	宏
------	---	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭	田	泰	昭	副 町 長	鈴	木	一	史
教 育 長	大	杉	和	規	総 務 課 長	正	木	孝	也
企画・デジタル推進課長	国	井	淳	一	まちづくり推進課長	神	山	義	久
総合窓口課副課長	水	戸	政	司	税 務 課 長	渡	辺	憲	二
保健福祉課長	山	野	辺	幸 徳	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	鈴	木	辰	美
商工観光課長	柏	村	秀	一	都市整備課長	有	松	泰	史

上下水道課長	小 磯	剛	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部 正 人
教育次長兼 教育振興課長	佐 藤	豊	生涯学習課長	西 山 貴 夫
子育て支援 課 長	小 棕	勲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏 家 康 孝	次 長 鈴 木 直 人
--------	---------	-------------

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、11番、熊田宏議員より、体調不良のため本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜議長） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ質問の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中でであっても質問は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るようになります。

それでは、通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 梅 宮 美和子 議員

○議長（藤井源喜議長） 通告1番、1番、梅宮美和子議員の一般質問を許します。

1番。

〔1番 梅宮美和子議員登壇〕

○1番（梅宮美和子議員） 皆様、おはようございます。傍聴にお越しの皆様、本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

それでは、一般質問させていただきます。

初めに、女性視点での防災対策についてですが、質問の目的ですが、大規模災害における女性の視点等を含めた対策を確認したいためです。

2011年（平成23年）3月に東日本大震災があり、甚大な被害を受けました。東日本大震災の死者は、災害関連死を含めると約1万9,000人でした。あれから14年の月日が過ぎており、令和7年2月時点で避難者数は県内県外合わせて約2万4,600人であり、内訳は県内避難者約5,000人、県外避難者1万9,600人いらっしゃいます。2024年（令和6年）1月の石川県能登半島地震も記憶に新しく、2025年5月現在で死者は592人でした。このような大災害がいつ発生してもおかしくないと言われております。

今後、南海トラフが起きるかもと騒がれております。町では、地域防災計画に基づき、住民一人一人が災害

に備える意識を高める取組が行われていると思います。災害は、予期、予想もできないときに、一人一人が心構えしておく必要が大事かと思っております。

特に、非常持ち出し品に関しては、女性の視点を取り入れた備蓄の重要性が年々注目を集めています。また、避難所におけるプライバシーの確保や女性の方々に対しての対応や取組も重要であると考えております。

1点目の質問ですが、避難所におけるプライバシーの確保はどのように行うのか伺います。

2点目ですが、備蓄品は、女性、乳幼児に配慮されたものになっているか伺います。

3点目ですが、避難所における女性の運営スタッフの配置は考えているか伺います。

次に、グラウンドゴルフ普及についてですが、質問の目的ですが、日本一健康なまちづくりを目指すため、町民の皆様の健康増進を図り、グラウンドゴルフを普及させたいためです。

町民の皆様の健康寿命を延ばすためには、バランスの取れた食事、十分な運動、規則正しい睡眠、ストレス管理、社会とのつながり、定期的な健康診断の受診など、日々の生活習慣を改善することが重要です。特に高齢者では、運動不足や睡眠不足などが健康寿命を縮めると言われております。

町では、既にグラウンドゴルフを楽しんでいる方々がいらっしゃいます。最高年齢90歳の女性の方が、とても楽しい、私の生きがいとのことで、元気はつらつでプレーされている方がいらっしゃいます。ニューススポーツであるグラウンドゴルフの愛好者は、全国で推定360万人いらっしゃるということです。以前はゲートボール愛好者が多くおられましたが、団体競技のため年々競技者が少なくなっており、グラウンドゴルフは個人競技のため、1人でも気軽に楽しめることができるスポーツのようです。デジタルかけるスポーツとして取り組む我が矢吹町のグラウンドゴルフ人口を増やしてほしいとの要望があります。

しかし、練習場所がなく、現在は町営野球場を借りての練習を行っているとのことですが、雨が降った後、グラウンドを借りて使用すると、野球をやっている方々に迷惑をかけてしまうようです。

そこで、質問させていただきます。

1点目ですが、グラウンドゴルフは、現在、町営野球場を借りてプレーしていますが、そのほかにプレーできる場所を提供していただけるか伺います。

2点目ですが、グラウンドゴルフの競技人口を増やすためにどのような取組を行っているか伺います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、こんにちは。

今日は傍聴に大変多くの方が見えられております。大変お忙しい中、ありがとうございます。励みになります。

それでは、1番、梅宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、避難所におけるプライバシーの確保についてのおたかしであります。

国は、令和6年に発生した能登半島地震被害の教訓を踏まえ、令和6年6月に防災基本計画を修正し、健康やプライバシーに配慮した快適な避難者スペースを確保するために、避難所開設初期からのパーティションや

段ボールベッドの設置、平時からの備蓄の強化などを新たに定めました。

議員おたのだしのとおり、災害時に多数の人々が集まる避難所におけるプライバシーの確保は極めて重要な課題であり、プライバシーを確保しながら、安全で快適な環境を提供する取組は不可欠であると認識しております。町では、他の避難者からの視線を遮ることで、避難者個人のプライバシーを確保できるようにするため、簡易テント約230基やパーティションの等の間仕切り約20セット、段ボールベッド約40台を備蓄しております。

災害時には、これらの備蓄品を活用し、性別や家族構成に応じた避難スペースの区割り、着替えや授乳のための専用スペースの設置などを行うとともに、個人情報適切な管理や避難所内のルールの作成など、誰もが安心して利用できるよう避難所運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、女性や乳幼児に配慮した備蓄品についてのおたのだしであります。

町では、東日本大震災を教訓として、平成26年12月に役場駐車場敷地内に災害用備蓄倉庫を建設し、発電機や投光器、バリケードなどの災害対策用資機材のほか、災害用毛布やタオル、生理用品、歯ブラシ、マスクなどの生活必需品も計画的に備蓄してまいりました。

また、国においては、市町村等が適切な避難所運営を行うための参考とするべく、平成28年に避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を策定しまして、避難所における備蓄等について、第一に備蓄すべき物品として食料、飲料水を掲げるとともに、次いで、その他備蓄品として6項目を掲げ、そのうちの一つとして、高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄することとされております。

町では、災害用備蓄倉庫を設置した当初より、女性や乳幼児に配慮し、女性用の生理用品や下着類、乳幼児等には複数サイズの紙おむつなどを備蓄するとともに、避難生活が長期化する場合も想定して、民間企業や自治体との災害時応援協定に基づき、食料品や日用品などの生活物資を迅速に提供できる体制を整備しております。

これら各自治体、三鷹市であったり、あるいは三大開拓地のところであったり、新しいところでは、民間企業では物流関係とかそういったところが多いんですが、新しいところではせんだって新しくオープンしたダイユーエイトさんが災害時の物資の供給協定、それからあとはまさにこの間オープンしたばかりですが、コンテナ型のホテルを造っていただいている株式会社デベロッパさん、こちらコンテナ型ホテルであります、こちらはすぐに被災地に空いたコンテナを移動することによって、被災地の災害住宅等に転用できるということもありますので、こういった形で様々な災害時の応援協定を結んでおります。

女性や乳幼児が安心して過ごせる避難所環境を整えていくためには、防災対策の決定過程や実際の災害対応において、女性の視点を生かすことが不可欠と考えております。引き続き、女性の参画をさらに推進し、災害に強いまちづくりを一層推進してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、運営所における女性スタッフの配置についてのおたのだしであります。

避難所を運営する上で、女性に対しては、プライバシーの確保や生理用品等の配布に加え、妊娠中や授乳中の方に対する特別な配慮が必要であり、これらに対応するためには、女性職員が避難者の相談に乗り、必要な支援を行うことが重要であると考えております。

そのため、災害発生時に、町の防災計画に基づき避難所を設置した場合には、各避難所に女性職員も配置し避難所運営を行うこととしており、東日本大震災発生時においてもそれぞれの避難所に女性職員を配置し対応

したところであります。東日本大震災時には、避難所に女性職員を配置したことで、女性からの困り事であったり、様々な相談に応え、小さい子供が利用できるスペースを確保するなどのきめ細やかな配慮を行った結果、避難している方から感謝されたというふうに伺っております。

その一方で、東日本大震災からもう14年が経過して、当時、避難所対応していた女性職員が現在では数名しか残っていない。当時の経験や思いの継承が課題となっております。これらをしっかりと受け継ぎ、今後の防災対策に生かしてまいりたいと考えております。

今後も適時適切に防災計画の見直しを行いながら、避難所運営への女性職員の配置はもとより、避難所運営に女性、若者、高齢者など幅広い立場の方々が参画できる仕組みづくりを進め、性別、年齢、障害の有無にかかわらず、全ての方が安全かつ安心して避難所を利用できる避難所環境の実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、梅宮議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 議場の皆様、こんにちは。傍聴においでの皆様、ありがとうございます。

1番、梅宮議員の質問にお答えいたします。

初めに、町営矢吹球場のほかにグラウンドゴルフをプレーすることができる場所の提供についてのおただしであります。グラウンドゴルフは、高度な技術を必要とせず、全力を出す場面と集中力や調整力を発揮する場面がうまく組み合わせられており、ルールも簡単で、初心者にもすぐに取り組み、地域の施設を利用し、どこでもできる生涯スポーツであると認識しております。

本町では、現在、町営矢吹球場において午前中の時間帯に週に二、三日程度プレーされている団体と、善郷小学校の校庭を利用し、児童が登校する前の時間帯にプレーされている団体があります。また、各地区の集会所の広場を利用し、競技を楽しんでいる地域の方々がいるとも聞いております。

議員おただしのグラウンドゴルフができる場所の提供につきましては、グラウンドゴルフを気軽に楽しむことができるよう、これまでの矢吹球場や善郷小学校の校庭に加え、大池球場などの教育委員会所管の他施設や、町内にあります既存グラウンドの活用などを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、グラウンドゴルフの競技人口を増やすための取組についてのおただしであります。日本グラウンド・ゴルフ協会によると、グラウンドゴルフは笑顔になれる、健康になれる、交流できるスポーツとして全国に360万人の愛好者がいるとされており、矢吹町グラウンドゴルフ協会には、令和7年4月1日現在、男性9名、女性31名、合計40名の会員が在籍しております。町スポーツ協会の中でも多い会員数となっており、活発に活動されている団体であると認識しております。

グラウンドゴルフの競技人口を増やすための取組の一つとして、町とグラウンドゴルフ協会が連携し、5月に矢吹町長杯グラウンドゴルフ大会、9月に町民体育祭グラウンドゴルフ大会を開催しているほか、町社会福祉協議会においても、老人クラブの方を対象にしたグラウンドゴルフ大会を6月に行うなど、年間を通して大

会を開催し、競技者の意欲の向上を図り、生きがいをづくりにつなげております。

スポーツは、子供から高齢の方まで全ての町民にとって、心身の健全な発達や健康、体力の保持増進に寄与するものであります。さらには、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するためにも必要不可欠なものであり、生涯にわたってグラウンドゴルフなどのスポーツに親しむことは極めて大きな意義を有していると考えております。教育委員会といたしましても、スポーツ少年団、スポーツ協会、スポーツクラブなどの各種スポーツ団体と連携を強化し、それぞれの組織の活性化やスポーツ人口の増加を図ってまいります。

今後も、町民の皆様がグラウンドゴルフをはじめとする様々なスポーツに地域で気軽に親しめるよう、場所や機会を提供するとともに情報発信に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、梅宮議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

1 番。

○1 番（梅宮美和子議員） ご答弁ありがとうございました。

再質問はありませんが、矢吹町におきまして、大災害が起きないことを祈っております。

また、健康寿命を延ばすためには、運動できる専用場所をお願いしたいと考えておりますとともに、予防医療の専門家の研修会も一人一人のために開催されることを望みます。

今後の取組に期待いたします。本日はありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、1 番、梅宮美和子議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は10時40分です。

（午前10時22分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前10時40分）

◇ 関 根 貴 将 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告2番、4番、関根貴将議員の一般質問を許します。

4 番。

〔4 番 関根貴将議員登壇〕

○4 番（関根貴将議員） 改めまして、議場の皆様、おはようございます。また、傍聴にお越しく下さいました皆様、誠にありがとうございます。

本日は、傍聴席に同級生と育ての親と言ってもいいくらいお世話になった方がいらしていますので、元氣よく質問させていただきます。

それでは、大きな項目1番目、高齢社会における身寄りのない方への施策及び町営住宅政策について。

質問の目的。

高齢社会における独り暮らしの方や身寄りのない方へのふだんの見守りと亡くなった場合への対応について、

あらかじめ方向性を示す必要があると考えているので、町の考えを確認したい。また、そのような方々を含めた町営住宅政策について伺います。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

高齢社会において孤独死や身寄りのない方がお亡くなりになることを耳にすることが増え、今後増加することも懸念されております。行政として様々な視点での対応を考えていかなければならないと考えます。

今定例会報告第2号 令和6年度矢吹町繰越明許費繰越しについての中で、相続人調査による弁護士委託料があるように、町としてどこまで介入してよいものか等の判断は難しいところであり、さらに議案第25号 介護保険特別会計補正予算の内容にもあるように、成年後見制度の利用は今後推進されていくものと思われます。

このような課題が山積する今、社会福祉協議会や民生委員の方々のご協力、ご尽力は大変ありがたい。しかし、行政として、法的な手続はもちろん、住まいの状況や見守りの状況、地域との連携など、事前策はしっかりと整えるべきである。

また、このような独り暮らしや身寄りのない高齢者に対する住まいの問題も課題であると考えます。築年数が古く、耐震性などにも不安のある町営の大林住宅、小松住宅や一本木住宅にはご高齢の方々がぼつりぼつりと入居しており、見守りや安全面などを考慮した場合、1か所に移っていただいたほうが生活環境面からも安心であると思うが、今後、行政としての方向性を議論していくべきであると考えます。

質問事項。1、近年は地域の社会福祉協議会を中心に、事前に死後事務委任契約を締結した上で、ご高齢の独り暮らしの方の死後事務を行うケースもあるようだが、当町の現況をお伺いいたします。

2、町営の大林住宅や小松住宅、一本木住宅にもご高齢の方が入居しておりますが、それぞれの築年数及び戸数と入居状況をお伺いいたします。

3、大林住宅や小松住宅、一本木住宅にまばらに入居者がいる状況であるが、買物や行政手続などの利便性を考慮しても、スーパーや役場に近い一本木地区に引っ越していただいたほうが何かと効率的ではないかと考えるが、その場合の引っ越し費用やリフォーム代など、町ででき得る支援及びサービスをお伺いいたします。

続きまして、大きな項目2番目であります。

教育費の保護者負担軽減について。

質問の目的。

小学校、中学校での学校徴収金のほかに裁縫セットや習字セット、制服購入などの教育費を保護者が負担しており、子育て支援施策としてその一部を支援できないかを確認したい。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

ここ数年、隠れ教育費というワードを耳にする機会が増えてきており、これらに対する書籍等も目にする機会が増えてきております。隠れ教育費とは、学校徴収金に含まれない、すなわち学校を経由しないで保護者が直接、または間接的に必要なものを販売店から購入する費用であります。例えば、制服やジャージなどの学校指定品、裁縫セットや習字セットなどの継続的に使う補助教材などです。その中でも、中学校入学時には必ず指定の制服やジャージ、通学バック、靴などを購入しなければならず、保護者の負担は大きいものと思われます。

近年、各自治体の努力により給食費の無償化が広がるとともに、中学校入学時における制服費に対する支援

も広がりつつある状況であり、県内では桑折町などがそのよい例で、給食費の無償化や制服費の支給を実現し、そうした子育て世代に対する思いやりのある予算編成のかがあってか、民間企業のアンケートでは住みたいまちランキングでも上位となっております。少子高齢化が進む日本において、子育て世代への支援は魅力あるまちづくりのためにも必要な事業であり、人口の維持、または増加に寄与する支援であると強く考えております。こどもまんなか宣言をうたう当町として、子育て世代への支援事業、さらには町の魅力向上のためにも、全てとは言わないが、行政として一部補助及び支援を実施すべきであると考えます。

質問事項。①昨年10月1日に矢吹町こどもまんなか宣言を発表したが、「こどもの権利を守り、こども・子育て世代に寄り添う」とあるが、現実的、具体的にはどのような施策、支援をしているのかをお伺いいたします。

②就学援助制度は、限られたご家庭へのみの支援であり、当町の子育て世代全てへの支援というわけではございません。賃金の上昇が見込めず、さらには物価が高騰する社会情勢の中、保護者による学校への教育費負担が大きいと嘆く声をお伺いいたします。各自治体の取組により子育て世代大きな格差が生まれ、それが将来の矢吹町に影響を与えるのではないかと懸念するが、いかがお考えか。

③さきの定例会の今年度当初予算では、関係団体のご協力やご賛同の下、また執行部及び職員のご尽力により、スマートな予算編成となっていることは喜ばしいことではあるが、限られた財源を町民の方々へ還元する意味でも、削減された予算の中から中学校入学時における新入生の制服への補助、または助成に充てていただきたいという思いがあるが、いかがお考えかをお伺いいたします。

以上となります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井源喜議長） 傍聴の方は静かに。拍手等はご遠慮ください。

答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、4番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、本町のご高齢の独り暮らしの方の死後事務委任契約の現況についてのおただしであります。

死後事務委任契約とは、亡くなった後の葬儀、遺品整理、死亡届の提出などの事務を生前に信頼できる第三者に依頼する契約のことであります。個人間での契約の把握はできませんが、現時点で本町を含む福島県内の自治体や社会福祉協議会において、事務を受任している事例はありません。

一方で、認知症などで判断能力が低下し、自分では必要な契約行為が行えないなど、周囲の援助を必要とする方が本町でも増加していることから、町としましては、そうした方々を支援する制度である成年後見制度の利用促進を積極的に行ってまいりたいと考えております。

成年後見制度とは、認知症や精神障害などにより判断能力が不十分な方に対して、家庭裁判所により選任された後見人等が、預貯金の管理、生活費の支払い等の財産管理、介護・福祉サービスや医療機関受診の利用手続等について支援する制度であります。

本町では、今年の1月に矢吹町成年後見支援センターを矢吹町社会福祉協議会内に設置いたしまして、成年後見制度に関する広報、相談業務、後見人支援などを行い、制度の利用促進を図っております。

なお、矢吹町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づく後見開始等の審判請求に係る費用の助成や、成年後見人等への報酬の助成に関する補正予算案を本定例会に上程しておりまして、制度をより多くの方に利用いただけるよう取り組んでまいります。

また、高齢者等に対する見守り活動といたしましては、現在、民生児童委員の皆様による定期訪問や日常的な支援、相談に加え、70歳以上の独り暮らし高齢者等を対象に、週1回お弁当を配達し、併せて安否確認を行う配食サービス・ふれあい弁当事業、そして急病や事故等の緊急事態に通報装置を用いて高齢者等の救助、援助を行う緊急通報システム事業、また65歳以上の高齢者等で自力でごみ集積所へのごみ出しが困難な方に対し、戸別にごみ収集及び安否確認を行うさわやか訪問収集事業等があります。

加えて、月に1度、日頃買物に不便を感じている高齢者を支援しながら、介護予防や認知症予防、ひきこもり防止などを目指すいきいき買い物バスツアーや、大変好評なようではありますが、家に閉じ籠もりがちな高齢者等を対象に、外出の機会を増やし、健康を維持してもらうことを目的として、町内各地区の集会所等で開催するいきいきサロン等の事業も行っております。

さらには、民生児童委員の皆様等の負担軽減を図るため、IoT機器等のデジタル技術、これらの利用した高齢者等の見守りサービスについても調査、検討しております。

引き続き、独り暮らし高齢者世帯等について、地域住民や民生児童委員からの情報を基に、地域包括支援センターや社会福祉協議会等関係機関と連携し、職員による訪問などで実態を把握し、必要な制度や事業の利用につなげることで、誰一人取り残さない地域の実現に向けて努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、大林住宅、小松住宅、一本木住宅の築年数及び戸数と入居状況についてのおたしであります。

令和7年4月末現在、大林住宅については、昭和41年から48年にかけて建設しまして、建築年数が52年から59年経過しております。また、管理戸数は101戸ありまして、そのうち入居戸数は56戸であります。

次に、小松住宅につきましては、昭和43年から45年に建設し、建築年数は55年から57年経過しております。また、管理戸数は70戸ありまして、そのうち入居戸数が32戸であります。

また、一本木住宅につきましては、昭和46年に建設し、建築年数は54年経過しております。また、管理戸数は20戸あり、そのうち入居戸数が7戸となっております。

なお、これら3つの町営住宅の入居戸数の合計が95戸ありますが、そのうち65歳以上の高齢者を含む世帯は69戸ありまして、72.6%ですか、さらに独り暮らしの高齢者は約半分の48戸となっております。

なお、年代内訳といたしましては、65歳以上が6戸、70歳代が26戸、80歳以上が16戸となっております。やはり高齢化が進んできているように思われますが、これらについての対策が必要かと思えます。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、高齢入居者の利便性向上のための一本木住宅への引っ越しについてのおたしではありますが、大林住宅、小松住宅、一本木住宅の木造平屋建ては、いずれも建築から50年以上が経過しており、木造の耐用年数である30年を経過しているため、平成26年に策定いたしました矢吹町公営住宅等長寿命化計画に基づき、新規入居者の受入れはせず、入居者が退去した際に、棟ごとに住宅の取壊しを進めております。これまでも木造平屋建ての町営住宅入居者に対して、引っ越し費用の補償や住み替え等の家賃に対する減免措置を紹介し、転居

を提案してきました。そのほか、東日本大震災の被災者を対象に整備した災害公営住宅における一般入居者の募集の際には、中町の第二災害公営住宅、中町第三災害公営住宅、中畑の災害公営住宅へ優先的に転居できるよう意向調査等も行いましたが、なかなか転居には至りませんでした。

なお、現在は、ほかの町営住宅に空きがなく、町営住宅への転居の提案ができる状況にはありませんが、民間の賃貸住宅には空きがありますので、町営住宅入居待機者家賃補助制度によりまして民間賃貸住宅への家賃への補助を紹介しまして、転居を提案できないか検討してまいります。

町といたしましては、独り暮らしの高齢者ができるだけ孤立せず、多くの住民と関わりを持ち、安全で安心な環境の中で生活ができるようにすることを第一に、転居の提案を粘り強く行うとともに、地元区長さん、そして民生児童委員の皆様、そして社会福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者へのＩｏＴ機器、いわゆるデジタル等の機器で見守りサービスや安否確認を兼ねた配食サービスの提供などにより、独り暮らし高齢者の見守りに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、４番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） ４番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町こどもまんなか宣言に基づき、子供の権利を守り、子ども・子育て世帯に寄り添うための現実的、具体的な施策・支援についてのおただしであります。本町では、矢吹町こどもまんなか宣言の中で、「こどもの権利を守ること」、「０歳からのひとつづりを推進すること」、「こどもの声に耳を傾けること」、「子ども・子育て世帯に寄り添うこと」の４つの方針を掲げて、子ども・子育て施策の推進に取り組んでおります。

この宣言を具体的な政策に反映し、子供が健やかに育つ環境を整えるため、次の取組を進めております。

まず、町内企業・団体に対して、矢吹町こどもまんなか応援サポーターへの賛同・協力を呼びかけ、現在までに13の企業・団体に協力いただいております。各サポーターからは、育児休業の取得の呼びかけ、中高生を対象にした講話の実施、子ども祭りやスポーツ教室の開催、バスケットコートを設置・開放、こども食堂・こどもの居場所づくりの実施、食料や物資の寄附、リズム運動とおはなし会の開催など、多様な支援活動を実施いただいております。

今後は、これらの取組を広く周知し、さらに多くに企業・団体からご賛同とご協力を得られるよう取り組んでまいります。

また、教育委員会では、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、幼稚園・保育園等における副食費、いわゆるおかず代の助成、小中学校の給食費の半額補助、３歳未満の第３子に対する保育料の無償化、児童クラブにおける独り親世帯・多子世帯への育成料減免、小学生を対象とした認知機能トレーニングアプリの利用料金の助成を行っているほか、今年度においては、国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用し、給食費、食材費の値上がり分の補填も行い、物価上昇の影響から子育て世帯を守る仕組みを進めております。

加えて、保護者が安心して子育てできるよう、相談体制の充実にも力を入れており、こどもまんなか宣言に

合わせ、18歳までの子供がいる全ての家庭を対象に、24時間365日、いつでも、どこでも、何度でも小児科医などに相談できる医療相談アプリ、いつでもドクターを無償で提供しております。これにより、子育てに関する不安、悩みの相談や夜間、休日の急な体調変化にも安心して対応できる環境を整えております。

今後も、子供や子育て世帯に対する各種施策の見直しを図りながら、支援のさらなる充実を目指し、子供の健やかな成長を社会全体で支えるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教育費の保護者負担に関するおただしであります。保護者が負担するいわゆる私費による教育費については、裁縫セットや習字セットなどの児童生徒の所有物となる教材費、修学旅行や学習旅行などの活動費、PTAなど学校団体等の活動に関する諸経費及び給食費などに分類されます。

今年度については、小学校の場合、4小学校全学年の年間負担額の平均は、教材費が約1万1,200円、活動費が約1,900円、諸経費が約6,300円、給食費が3万600円であり、合計約5万円であります。

中学校の全学年の平均は、教材費が約1万5,000円、活動費が2万4,700円、諸経費が1万1,400円、給食費が3万2,300円であり、合計約8万3,400円であります。

なお、小中学校の給食費については、町による半額補助後の金額になっております。

また、このほかに小中学校の入学の際、小学校ではランドセルや運動着など、中学校では制服や運動着、靴などの購入費について、保護者の皆様が負担しております。

本町では、保護者負担の軽減策として、経済的な理由でお困りのご家庭に学用品等の費用の一部を補助する就学援助費の支給のほか、独自の取組として、全児童生徒に学校給食費の半額補助、中学校入学時に自転車用ヘルメットの半額補助などを行っております。

また、学習支援として、希望する小学生には放課後学習教室を開催し、中学生には英語、数学、漢字の検定受験料の年1回補助に取り組んでおります。

さらに、各学校では、教材は必要最低限のものだけを精選し、前年度よりも教材購入に係る負担額を少なくするとともに、教育委員会においても修学旅行での町有バスの活用を進めるなど、保護者負担の軽減に努めているところであります。

子育て支援策は、それぞれの自治体がそれぞれの現状を踏まえて施策を進めており、手厚く支援している部分もあればそうでない部分もあります。本町も、本町の現状を踏まえ、子育て世帯に向けた子育てしやすいまちづくりとともに、子供が育ちやすいまちづくりを進めており、例えば安心して子育てできる子育てしやすいまちづくりの施策として、子供が具合悪くなったときに24時間365日相談でき、困ったときに大きな助けとなるいつでもドクターなどの取組を、また子供が育ちやすいまちづくりの施策として、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進により、地域と学校が一体となって子供が育ちやすい環境を整える取組を進めております。

特に、子供が育ちやすいまちづくりの施策は、子供の心身の豊かな成長につながり、将来の矢吹町を明るくする矢吹町ならではの子供の育ちに寄り添った施策の一つであると捉えております。

教育委員会といたしましては、引き続き町独自の支援策に取り組むとともに、近隣自治体の動向を継続的に把握しながら、保護者負担のさらなる軽減策について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいた

します。

失礼いたしました。教育委員会においても、修学旅行と申し上げたみたいですが、学習旅行でのということで訂正したいと思います。申し訳ありません。

最後に、中学校入学時の制服の補助についてのおただしであります。矢吹中学校の制服代につきましては、男子が制服上下、夏ズボン、ワイシャツ、ベルトで約6万5,000円、女子が制服、スカート、夏スカート、セーラー長袖などで約6万5,000円であります。

加えて、入学時には、運動着、靴、かばんなども準備するため、制服と合わせますと男子、女子ともに10万円を超える金額となります。

全国では、公立中学校の制服の無償化を始めた自治体があることは報道等で承知しております。また、福島県内では、調査した限り2自治体であると捉えておりますが、対象者を新入生に限定したとしても、大きな財源が必要となります。制服の補助については、学校給食費の半額補助と同じく継続性が強く求められる事業であり、財源の確保も重要であると認識しており、今後、周辺自治体の状況や他の自治体の先進事例など調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

4番。

○4番（関根貴将議員） ご答弁ありがとうございました。

まず初めに、当町において、この5年ほどの間、身寄りのない方の孤独死は何件ほどあったのか、データなどあればお示しいただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問の内容をもう一度お願いします。

○4番（関根貴将議員） 町営住宅に関してということで。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

住宅でのこの5年の亡くなられた方についてであります。大林、小松、一本木住宅の平屋建てにおいて、65歳以上の高齢者の中で合計で7名の方がお亡くなりとなっております。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

4番。

○4番（関根貴将議員） 質問が言葉足らずで申し訳ございませんでした。

町営住宅における孤独死とほかでの孤独死とは、ちょっと行政として対応が変わってくるものですから、ちょっと町営住宅のほうではどのような形だったかというのを伺わせていただきました。

それでは、次の質問にいきます。

今定例会での報告第2号で弁護士委託事業25万円が繰越明許費として報告されましたが、身寄りのない方が

お亡くなりになった場合、行政ができ得るものとしては火葬や埋葬といったものに限定され、財産を勝手に処分するというわけにもいかず、今回相続人調査に当たり弁護士に委任するのは妥当であったと思われますが、今後もこうしたケース全てに対応していけるのかという懸念はございます。特に、公営住宅で孤独死があった場合は自治体が引き取る形となり、引取り手のない遺骨、家財道具や遺品、遺留品などの取扱い等、これらに対応する業務は煩雑であり、職員の労力なども心配されるところであります。

当町では、死後事務委任契約の前例はないようであるが、身寄りのない高齢者を把握し、さらには自治体が仲介役となり、今後このような死後事務委任契約のような取組も必要であると思われます。成年後見制度と併せて進めていくとは思いますが、いかがお考えか伺いたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 関根議員の再質問にお答えいたします。

成年後見制度、それと死後事務委任契約について、併せて進めてまいりたいというふうに考えております。ご理解のほど、よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

4番。

○4番（関根貴将議員） 死後事務委任契約に関しましては、各自治体でも取り組んでいるところは少なく、先進的に取り組んでいるという自治体もございますが、やはり成年後見制度よりは費用などもかかり、弁護士や司法書士、行政書士さんとか、そのような協力も必要となってくるので、なかなかちょっと難しいのかなと思うんですが、今回のような亡くなってから弁護士委託とかというようなことがないよう、あらかじめそのような対応を取っていただけると、職員の方も助かるのかなというふうに思い質問させていただきました。

それでは、次の質問に移ります。

大林住宅、小松住宅、一本木住宅は、それぞれ昭和40年代に建築されたものであり、高齢者単身入居者は65歳以上が6戸、70代が26戸、80代が16戸と全体の入居者数の約半数を占めております。長屋のような住宅構造でありますので、耐震性はもちろん、火災が起きたときの延焼、また空き家へのいたずらや小動物のすみかになるおそれなどもあり、衛生面などからも入居者にとって決してよい環境であるとは思えませんが、住民から住宅に対する苦情や相談などはあるか、あるならばどういった内容かをお伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

有松都市整備課長。

〔都市整備課長 有松泰史課長登壇〕

○都市整備課長（有松泰史課長） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします。

住宅の入居者からの要望等についてであります。まず建物については確かに老朽化が進んでおりますので、建物の雨漏りであったり、ドアの修繕等の要望が上げられております。また、そのほかの要望、苦情であります。これからの時期の周辺の草が伸びていることによる草刈りの要望、また議員おただしのとおり、猫が空き家にすみ着いておるような状況もありますので、そういった苦情も寄せられております。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

4番。

○4番（関根貴将議員） ご答弁ありがとうございます。

次に、一本木住宅への引っ越しについての質問でしたが、答弁の中で新規入居者の受入れはせずとありましたので、そもそも不可能であると理解いたしました。

また、配慮を施した災害住宅への転居の提案などにも応じられずにいたということでもあります。確かに高齢者にとって、長年住んだ場所のコミュニティや人間関係などを考慮すると、精神的にも身体的にも負担が大きいものと思われます。住民の意思を尊重することを最優先とし、防災、安全面などを十分に考慮した管理運営をお願いいたします。

それでは、次の成年後見制度についてですが、成年後見制度は厚生労働省が推進しており、今後、需要も増えていくものと思われます。議案第25号の補正予算についてですが、成年後見制度申立代行委託料48万円、成年後見人等への報酬助成70万円とありますが、これらの予算は何人ぐらいを見込んでの……

○議長（藤井源喜議長） 関根議員、今のは補正予算の疑義なので、ここでなくて予算委員会をお願いをします。

○4番（関根貴将議員） ごめんなさい。すみません。申し訳なかったです。

それでは、大きい項目の2番目の質問に移らせていただきます。

こども家庭庁のホームページを見ますと、地域に広がるこどもまんなか応援サポーターとして、全国16の自治体が掲載されている中に福島県矢吹町とあります。町としての掲載は矢吹町だけであり、ほかは県や市でありました。このような取組を推進する矢吹町に、誇らしさと喜びを感じた次第であります。応援サポーターに賛同していただいた13の団体や企業様にも感謝申し上げます。

しかしながら、一議員として、当町は子供を真ん中に捉えた十分な事業をしているのだろうかと思っただ次第であります。答弁の中にもあったように、給食費の半額補助や英検などの補助、学習支援、PTAからの各幼稚園、小中学校からの要望への対応など、当町は教育、そして子供や子育て世代に対し、様々な支援があることも十分承知しております。中でも小中学校における支援員の充実度は、近隣自治体の中では群を抜いているのではないかと考えております。

しかしながら、このようなところへの予算の配分は、町民の方々、子育て世代の方々にはなかなか理解されにくく、教育の充実という点では評価されますが、現在の租税負担率と社会保障負担率、合計国民負担率が50%に迫る中、まして現在のような物価高の世を過ごす各家庭にとって、家計に優しい政策とは言えないのではないのでしょうか。

隠れ教育費という公立小学校でかかる保護者の負担金は、こちらはちょっと書籍を基にしたデータなんですけれども、全国の平均で小学生が8万円、中学生が年14万円となっているようです。制服代とか修学旅行費とか卒業アルバム代とか、全てを盛り込んだ平均値となっております。

先ほど質問の中で、桑折町を例に挙げさせていただきました。桑折町の情報をお伝えしますと、人口約1万1,000人、世帯数が約4,600世帯、中学校の生徒数は、1年生94、2年生69、3年生81、特別支援学級11、合わせて255名となっております。人口的にも中学生の数的にも、矢吹よりは人数が少ないのかなという状況では

りますが、矢吹町の令和7年度の当初予算を見ますと約74億円です。そのうち教育費は約10億円であり、割合としては13.7%となっております。これに対し、桑折町令和7年度当初予算、約63億円となります。矢吹町より11億円少ない当初予算となっております。うち教育費、約13億円となっております。矢吹町が10億円に対して、桑折町は13億円です。全体に占める割合は教育費が20.8%となっております。

1985年の政府の行政改革により、教育費単体の補助金から地方交付税交付金に組み込まれ、色のついていない予算となり、教育にかかる予算は各自治体の裁量となった経緯があります。桑折町は、給食費の無償化、入園・入学時の制服の支給など、子育て世代に手厚い事業を展開し、民間のアンケートで自治体としての評価が高い結果となっております。その他の自治体では、富岡町がさらに手厚い支援内容となっておりますので、ぜひ調べていただきたいところです。

長くなりましたが、再質問をさせていただきます。

桑折町のように教育費を当初予算の20%までとは言いませんが、当初予算の教育費の割合を1%上げていただくだけで、桑折町のように……

○議長（藤井源喜議長） 関根議員、教育費について通告の中ではないので、負担軽減の話にしてください。

○4番（関根貴将議員） そうですね。じゃ、それでは結論を言いますと、私、給食費の無償化とか教育費、充実させてください、子育て世代の支援をお願いいたしますというふうにいつも言っているんですが、教育だけに関してではなく、やはり我々は町の将来像というのも考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

現在、消滅可能性自治体などレッテル貼られる自治体もあります。都会以外の地方の自治法にあつては、人口減少、少子高齢化の波を受けている状況であり、町の財政はもちろん、経済的にも町のにぎわいに関しても大きな問題となることは必至であり、各自治体も行政サービスの充実に必死で取り組み、人口の維持、増加を図っている以上、当町も将来を見据え、子育て世代の方々に選ばれる政策を訴えていかなければならないという思いでこのような質問をさせていただいているんですが、それにしては、まずは現在、矢吹町にお住まいの子育て世代の方々に満足していただける政策を実行し、町外に移転してしまうことも防がなければなりません。

近隣自治体の鏡石町や泉崎村では駅周辺の開発が進んでおり、さらなる発展が見越され、当町も若い世代に選ばれる魅力ある町を目指すためにも、教育や子育て支援に注力すべきであると考えております。受益者負担という考えもあり、全てを無償というわけにはいきませんが、こどもまんなか宣言をうたう誇れる町として、当町の将来を担う子供たちのためにも、ぜひこれらを踏まえた上で、制服費の無償など支援をしていただければと思うのですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 4番、関根議員の再質問にお答えいたします

制服の無償などの支援……

○4番（関根貴将議員） 一部補助でも。

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） についてのご質問でございますけれども、他自治体の

状況であったり、先進事例など調査研究に努め、検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、4番、関根議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

4番。

○4番（関根貴将議員） ご答弁ありがとうございました。

以上となります。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、4番、関根貴将議員の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議します。

再開は午後1時です。

（午前11時28分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 富 永 創 造 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告3番、7番、富永創造議員の一般質問を許します。

7番。

〔7番 富永創造議員登壇〕

○7番（富永創造議員） 議場の皆さん、こんにちは。

午後一ということですが、傍聴席にもたくさんの傍聴者の皆さんおいでいただき、誠にありがとうございます。

質問の前に、6月3日、読売巨人軍、長嶋茂雄さんが亡くなれております。この町とも縁が深く、私にとってはヒーローです。本当に残念でたまりません。長嶋茂雄さんに対して、哀悼の意を表したいと思います。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

まず、大きい質問2つなんですけれども、介護予防・日常生活支援総合事業の取組についてであります。これは、介護訪問サービス関係の内容になっております。2つ目は、米価高騰による影響とその対策についてであります。

ではまず、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らすには、訪問型サービス等の事業が要であり、その実現、継続のための課題解決をどのように進めようとしているのかを明らかにしたく質問します。

平成30年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されたことから、町がケアマネジメントの質の向上を支援する立場となっています。これゆえに、介護保険サービスの対象者からは、一層安心で持続できる対応が求められております。本町は、そのニーズに応えるべく、誠意をもって真剣に取り組む必要があると思われませんが、介護現場における介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供側の現状は苦悩に満ちているという声が聞こえてきます。

2025年、今年は団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となります。また、令和6年3月に策定されました第10次矢吹町高齢者保健福祉計画・矢吹町第9期介護保険事業計画によれば、介護保険サービス対象65歳以上の高齢化率は、令和6年度が32.2%、参考値であります令和32年度は38.5%、要支援・要介護認定者数の推移では令和6年831人、令和32年847人と推測されております。

本町の本計画の基本理念でもあります住み慣れた自宅、地域でいきいきと安心して暮らせる町の実現のためにも、介護保険サービス、いわゆる介護予防・日常生活支援総合事業の充実と持続が要であり、それに関する現状の課題解決に真剣に取り組む必要があると考えます。

そこで質問ですが、1、苦境にある訪問介護事業継続に向けた見解をお伺いいたします。

2、登録ヘルパーの減少と高齢化等に関する課題改善の取組をお伺いいたします。

3、ボランティア人材の育成と参加推進への対応をお伺いいたします。

2つ目の大きな質問であります、令和の米騒動とも言われている米価高騰は、学校給食、ふるさと納税返礼品、米農家へ減反政策への多大な影響が考えられるが、これまでの対応とこれからの対応の考えをただしたいと考えております。

去年の夏にスーパーの店先から米がなくなり、9月頃から店頭で並ぶ米の価格が徐々に高騰し始めています。今年4月末までに政府備蓄米、計31万トン放出されましたが、農林水産省は5月26日、米5キロの平均価格が4,285円だったと発表しました。本町のスーパーでは、5月27日、米5キロの税抜きで3,280円から4,380円の価格帯で店頭で並んでおりました。全国の平均価格に近い値段です。

今後、古古米でもある備蓄米が2,000円程度で店頭で並ぶ見込みだと発表がありましたが、J Aが農家に前金として支払う概算金が事前に決められ、今年3月、新潟のJ Aは、今年度コシヒカリ1俵当たりの概算金を2万3,000円と提示しました。この値段が全国の米価格の基準になるとも言われておりますので、新年度の新米価格の高止まりは解消されず、価格は三極化されるとの話もあります。

こうした状況にあって、本町の米農政に変更はないのか、ふるさと納税返礼品の目玉である米の確保は大丈夫なのか、学校給食への影響はどうなっているのか、今後の対応をどのように考えているのかをただしたいと思っております。

質問ですが、1、米在庫への影響を踏まえて、ふるさと納税返礼品として、今年度新米の扱いをどうするのか。

2、米の品不足や価格高騰は、稲作栽培面積の拡大と反減反政策につながると考えられるが、この状況を一時的なものとして見守る立場を取るのか、従来の農政の推進を図るのか、見解をお伺いいたします。

3、学校給食への影響はあったのか。

以上の質問です。よろしくご回答お願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、7番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、苦境にある訪問介護事業継続に向けた見解についてのおたかしであります。

令和6年における訪問介護事業者の倒産件数は過去最多となりまして、その背景には、他業種と比較して賃金水準が大きく下回ることや労働環境が過酷といったイメージ等による慢性的な人材不足、令和6年度からの介護報酬の引下げ、物価高騰など複合的な要因による経営環境の悪化があると考えております。

近隣の社会福祉協議会でも、人材不足及び経営状況の悪化から訪問介護事業を廃止しているところもあり、矢吹町社会福祉協議会、その他の町内訪問介護事業所においても、ヘルパーの高齢化、人材不足により、事業の経営が厳しい状況にあります。

今後、高齢化率がますます高まっていく中で、高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、訪問介護事業の継続は不可欠であり、そのためには国による介護報酬の大幅な引上げが必要であると認識しております。

本町といたしましても、町社会福祉協議会に対しまして、経営を支援するため補助金を支出しておりますが、引き続き訪問介護事業所が事業を継続していくための支援について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、登録ヘルパーの減少と高齢化等に関する課題改善の取組についてのおたしであります。

町の社会福祉協議会の訪問介護事業所における登録ヘルパーの人数につきましては、10年前の平成27年度と直近の令和6年度を比較しますと、平成27年度は17名でありましたが、令和6年度に10名となり、7名減少しております。

また、現在の登録ヘルパー10名のうち6名が70歳以上であり、平均年齢は64.7歳となっております。その他の町内2事業所においても、ヘルパーの人材不足、新規採用の募集をしても若い方々の応募が少ないことによるヘルパーの高齢化が大きな問題となっております。

先ほど答弁しましたとおり、これらの問題は、訪問介護職の賃金水準が低くなっていることや、ヘルパーは身体的・精神的負担が大きく、労働環境が過酷といったイメージの定着等により、採用に対し若年層の応募が少ないため起きていると考えられます。

このような状況を受け、厚生労働省では、人材不足を解消するための対策として、介護職員の賃金改善に特化した補助制度である処遇改善加算の取得を推奨しております。書類作成や事務所内の体制整備が必要ではありますが、この加算を活用することでヘルパーの基本給や手当を増額することができます。

また、経験年数や資格に応じた昇給制度を設けることが加算要件となっているため、ヘルパーの就労意欲を高める効果が期待でき、ヘルパーの給与水準を引き上げ、職場の魅力を高められれば、若年層の人材確保につなげる一助となると思われます。

その他、新規のヘルパーや職場復帰するヘルパーの質の向上のための研修体制づくりや、経験年数の短いヘルパーへの同行支援、介護人材のマッチングのため、ハローワーク等と連携した合同説明会の開催などへの支援が福島県の取組として行われておりまして、ヘルパーの職場定着を促し、離職率を低下させるためにも、こうした事業を活用してまいります。

また、将来の介護人材確保につなげるため、西白河地方町村会を經由しまして、しらかわ介護福祉専門学校、こちらに対し毎年補助金を交付しているほか、学校からの依頼を受け、学校説明会の日程などを掲載したチラシを、本町で全戸回覧するなど、学生の確保にも協力しております。

高齢者の方が、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステム、この構築には、

必要な在宅医療・介護サービスが地域で受けられるようにするための体制の整備が不可欠であり、中でも訪問介護事業所の存続は重要であるということから、ヘルパーの人材確保に向けた支援策について、引き続き検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ボランティア人材の育成と参加推進への対応についてのおたしであります。

光南高校では、総合学科福祉系列の2年生、3年生が矢吹の町を支え隊というボランティアグループを結成しておられまして、矢吹町社会福祉協議会と連携し、矢吹中学校への出前講座を行っております。中学校1年生全体を対象とした介護についての講座では、クラスごとに高齢者疑似体験や車椅子体験を実施し、介護についての理解を深めております。また、社会福祉協議会が運営するみんな元気食堂、いわゆる子ども食堂でのイベントやデイサービスにも、ボランティアとして参加しております。

矢吹中学校におきましても、社会福祉協議会と連携した取組として、夏休み中に3日間のボランティア体験をするサマーショートボランティアなど、様々なボランティア活動に取り組んでおります。

また、本町では、認知症の方ご本人やそのご家族が尊厳を持って暮らしていけるよう、病気に対する正しい理解を広め、ご本人やご家族の支援者を増やしていくことを目的として、町内の中学生や医療機関職員等を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、毎年200名程度の参加をいただいておりますが、養成講座の講師役であるキャラバンメイトについては、ボランティアの方をお願いしております。

さらに、認知症の方ご本人やご家族、関心のある方が参加可能な認知症カフェを偶数月の第2木曜日には福祉会館で、奇数月の最終金曜日にはわーくる矢吹で開催しております。地域包括支援センター職員以外にもボランティアの方がスタッフとして対応しております。

認知症カフェでは、介護相談にも応じており、ご家族の方の介護の悩みをお聞きすることで、参加者の中には、気が楽になったと毎回参加されるようになった方もおります。

このような様々な取組を通じ、中学生や高校生に介護や認知症についての関心を持ってもらい、介護・福祉分野への就職を将来の選択肢として考える機会を創出することで、介護保険事業所の安定した雇用の一助に役立てていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税の返礼品としての令和7年産米の確保についてのおたしであります。

初めに、本町の令和6年度のふるさと納税の状況につきましては、寄附金額が6,140万円、令和5年度の約1,033万円と比較し、プラス5,107万円と大きく増加しております。

これらの要因につきましては、昨年度から商工観光課内に専門部署であるふるさと納税係を設置し、体制の強化を図ったことで、町内事業者との連携がきめ細やかに行うことができ、信頼関係の構築が図られたということが大きな要因であると考えております。

また、寄附額を増加させるためには、返礼品数をいかに増やせるかが重要な要素となり、同じ品目でも数量違いやサイズ違いを準備することで、令和5年度には70種類だった返礼品数を現在は約250種類まで大きく増加させることができました。

このように数多くの商品を登録することで、寄附者の多様なニーズに的確に対応できるようになり、寄附額の増加につながったものと考えております。

さらに、令和6年度は、特殊な事情ではありますが、夏頃からスーパーの店先から米がなくなるという米不

足の状況が続きました。

本町では、町内の生産者等の皆様にご協力をいただきまして、返礼品としての米を追加で確保することができました。袋詰めや発送等の手間のかかる作業を観光案内所に対応することで、短期間の中で返礼品が準備でき、米不足に対応することができたことが寄附額の増加につながったところであります。

結果として、令和6年度の本町の人気返礼品につきましては、第1位が米で寄附額の約半数を占めまして、第2位が料理酒やみそ等の調味料、第3位が和菓子等となりました。

このような中、議員おただしの令和7年産米の確保につきましては、報道等でもあるように、政府の備蓄米の放出をはじめ、様々な要因が米の価格に影響するため、例年以上に価格動向の予測がつかない状況にあります。

生産者は、現時点では米の値段が読めず、ふるさと納税返礼品としての価格設定ができないため、令和7年産米の先行受付をしても、米を提供できるか確約ができないと悩んでいる方もいると伺っております。

そのため、令和7年産米の返礼品につきましては、今後も米の価格の推移を十分に注視しながら、生産者の皆様との情報交換を密にし、米の確保ができるよう柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、その他の人気商品である調味料やお菓子類等のPR方法等を含めブラッシュアップに努めるなど、米頼みにならないよう地場製品のさらなる強化を図ってまいります。

町といたしましては、令和7年度は、より大きな目標を掲げ、ふるさと納税事業に取り組んでおります。全国から多くの方に応援いただけるよう、町の魅力や取組の情報発信の強化を図るとともに、新規事業者の発掘や返礼品のさらなる充実、返礼品を検索するポータルサイトの新規追加を図るなど、寄附のさらなる増加に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、米の品不足や価格高騰の状況に対して、町ではどのように考えるかについてのおただしであります。

米の生産量と消費量を合わせることで、米価を安定維持させるための対策として、昭和46年から始まりまして、いわゆる減反政策につきましては、平成30年に廃止されました。この制度に代わって、農家が米を過剰生産し、米価の下落を招くことのないように、現在は福島県やJA等で組織する福島県水田農業産地づくり対策等推進会議において、各市町村へ米の生産面積の目安が示されております。

この目安につきましては、農家が自らの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産に取り組むこととなっております。今年度の目安につきましては、福島県全体で令和6年産米の作付面積と同面積の5万6,500ヘクタールが主食用米の生産面積の目安として示されました。

なお、本町における目安としては、1,163ヘクタールが提示され、令和6年産米の作付実績1,183ヘクタールから20ヘクタールの減となっております。

令和6年産米につきましては、全国的に猛暑や担い手、後継者不足の影響による生産量の減少等、様々な要因により米の供給不足が生じ、主食用米の米価が急激に上昇したことから、飼料用米、備蓄米等から農家が自らの経営判断により、主食用米へと転換したところであります。

本町においても同様に、飼料用米等への作付転換の状況が、令和5年産で約106ヘクタールであったのに対し、令和6年産では約48ヘクタールとなり、約58ヘクタール減少したことから、主食用米へ転換したものと考えております。

町といたしましては、米の需要と供給のバランスによる米価変動を注視し、さらには国や福島県の農業・農地の維持政策、食料安全保障政策、環境負荷の軽減政策等の動向を踏まえまして、国の支援策である経営所得安定対策に係る飼料用米など新規需要米の作付の推進や、園芸作物や大豆等の高収益作物の導入支援に引き続き取り組んでまいります。

また、農業者の所得確保を目的として、主食用米から飼料用米等の作付転換を支援するため、町独自の助成である上乗せ助成を継続するほか、農業の生産性向上や効率化を図るため、農地や用水路等を整備するほ場整備事業を推進するなど、担い手の確保、農業の持続性を確保してまいります。

農業所得の安定、地域の農業の活性化を目指し、将来にわたって意欲のある農業者が希望と活力を持って農業経営に取り組めるよう、町内両JA及び関係機関と連携しながら、農家目線に立った支援や施策を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 7番、富永議員の質問にお答えいたします。

学校給食の影響についてのおただしであります。本町の学校給食費については、令和2年4月に消費税率の引上げに伴う改定以降、給食費を4年間にわたり据え置いておりましたが、昨今の急激な物価上昇による食材費の高騰により、食材の安定確保が難しい状況であるため、令和6年4月に増額改定を行ったところであります。

現行の給食費の1食当たりの単価は、小学校が340円、中学校が380円であり、年間の給食費としては、小学校が6万1,200円、中学校が6万4,600円であり、この金額の範囲内で工夫し、栄養バランスの取れた給食の提供を行っております。

なお、本町では令和3年4月より、子育て支援を目的に矢吹町学校給食費補助金交付要綱に基づく半額補助を実施しておりますので、保護者の皆様にご負担いただく給食費については、小学校は年額3万600円、中学校は3万2,300円であります。

こうした中、令和6年4月の増額後も食材費の上昇傾向が続いているため、昨年度の学校給食運営協議会では、給食費の見直しの検討について意見が交わされたところであります。

こうした検討のさなか、国が経済対策として閣議決定した重点支援地方交付金のメニューに、学校給食費等の支援として食材費の増額分の補助が示されたことから、令和7年度当初予算において、1食当たりの単価に小学校は30円、中学校は40円を助成する学校給食費助成金を800万円計上し、今年4月より小中学校に助成を行っております。これにより、小中学校では昨年度と変わりなく、米飯給食の提供を週3日から4日を目安に実施できております。

米価高騰による影響については、国の交付金の活用により、今のところ対応が図られている状況ではありますが、今後も米価及び食材費の価格の変動を注視してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、これまでどおり、栄養バランスの取れた安全・安心な学校給食を安定的に児

童生徒へ提供するため、保護者の皆様のご理解を得ながら、適切な給食業務の運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

再質問ということで、まず福祉関係の計画、この中にある基本理念、これが住み慣れた自宅や地域でいきいきと安心して暮らせる町というふうなうたわれております。

それで、この事業で、私は要になるのは、やはり介護事業、介護保険サービスにあると考えております。しかし現状は、町のほうも認識されているように、介護ヘルパー不足、そしてさらに現場では、介護訪問に対する給付ですか、それが少なくされてしまっている。いわゆる介護報酬改正による基本報酬引下げというのが令和6年度に行われております。そして訪問介護は、二、三%ほど引き下げられてしまっていると、訪問介護がですよ。それゆえに昨年の訪問介護事業の休廃業は、前年の倍以上の件数に上っていると。この内容は、福島民報さんの2025年1月26日の報道であります。

実際、現場、この町内におけるヘルパーさんを確保しながら事業をやっているところも、今述べた訪問介護、二、三%引き下げられていますから、これは赤字になってくるわけですね。この赤字の部分をどこで補填されているのか。それを含めて、関係事業者は厳しい状況下にある。そういったものを踏まえて、どのようにこの状況を考えておられるのか。

やはり、介護に対して持続できるように私たちは願っております。そういったものも踏まえて、今の状況に対して、さらに所見を具体的にお伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

現在の社協の状況を十分把握しているところでございますが、社協単体の事業ではございますが、町も会議を持ちながら、どのような支援ができるか、継続できるような支援について検討してまいりたいなというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございます。

継続するという力強い言葉をいただいておりますので、ぜひぜひそう願いたいと思っております。

ただ、現状はなかなか厳しい。例えば、私の原稿の中で触れましたが、今年度2025年、団塊の世代、人口一番多い層が75歳以上、それが15年過ぎると90。この層は、要支援または要介護の対象になり得る可能性が大きい層でもあります。

そういった中で、町のほうはヘルパーさんの人材を確保ということで答弁されておりますが、ここ5年でも

10名ほど、令和6年は登録ヘルパー人数、一応これは社協のほうですけれども、10名になっている。令和2年は15名、平成27年は17人確保されております。

これから介護保険サービスの対象になり得るのではないかという人たちが、若干かもしれませんが減りはしない。逆に今後、団塊の世代が年齢を追うごとに増えていく可能性がある。そして、答弁でも述べておりますが、ヘルパーさんの年齢も平均年齢が64.7歳、そしてそのうち10名中5名が70歳を超えていると。そういった中で、労働環境といったらいいのでしょうか、なかなか厳しいと。そういうのが現状でありまして、どのように、質問なんですけれども、ヘルパーの確保がなかなか難しいかとは思いますが、持続するためというのを言っているわけですから、ただ単に検討するだけではなくて、もうあしたからでも具体的な内容で話し合うとか、前に進めるとか、そういう考えはないかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

ヘルパーの人材確保、非常に難しい課題でございますが、答弁書にもあるとおり、町として前に進める考えでございますので、何ができるのかというところで話し合いを始めて検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） ご答弁ありがとうございます。

ともかく前に進むと。それをやるためにしっかりと検討していくということですので、ぜひお願いしたいと思います。

答弁の中で、ちょっとこれ言葉のほうの質問になってしまいますが、処遇改善加算の取得を推奨しておりますということです。いわゆる介護職員の賃金改善に特化した補助制度、これは厚生労働省のほうで推奨しているということでしょうけれども、この内容、ちょっと私、調べていなかったものですから、この点、どういうものなのかご説明願います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

処遇改善加算ということで、国のほうで示しています4つの条件がございます。

まず、1つには、介護職員の職位や仕事内容に応じた賃金体系をつくること、それとスキルアップ研修、あと研修計画など、あと昇給していく給与制度の確立をすること、あと賃金以外の職場改善に取り組むことということで、国のほうからはこの4つの改善が示されているというところでございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） どうもありがとうございます。

介護職員の賃金を中心に、また職場の環境を中心によくしていこうという制度のようだと理解しました。

こういった、どちらかというと町が、この町にあるヘルパーさんを含む介護事業者に何ができるのか、これも大切なことだと思います。確かに国、厚生労働省も考えていると思います。また、研修体制づくりとか、また福島県のほうでも考えていると思うんです。でも、現場の声を聞きながら、じゃ何ができるのか、この点、何か具体的に考えがあるかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

町として何ができるのかといったところで、ちょっと繰り返しになりますが、何ができるのかということを検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7番。

○7番（富永創造議員） 私としても、住み慣れた自宅、そして地域で安心して暮らしたい。できれば、そういったサービスの当事者になったら、しっかりとした施設、そういったところでお世話になってもいいかなと思うわけです。しかし、自分で小さい頃から慣れ親しんだ自宅があり、地域があります。

そこで、要支援になったとしても、しっかりと生活できる、暮らせる、そういったものを強く望んでいる者の一人でありますので、しっかりと具体的に、この町独自でやれること、それをしっかりと検討され、全国の模範となるような、そのような介護福祉計画につながっていければなと思っております。

これに関係しては以上になります。

続いて、米価高騰しておりまして、ふるさと納税の返礼品、本当に事務方もいろいろこれからの米の動向も含めて大変かなと思うわけですが、私としては、価格というものも非常に大切な点にはなっていると思うんですけれども、量の確保、これをどのように考えているか。価格は、ある程度予算云々で調整はできるかもしれない。でも、今まで築いてきた生産者との信頼関係に基づいて、量の確保、これはしっかりできていてもいいのではないかと考えております。

そこで、その確保をめぐってどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） ふるさと納税の返礼品の量として、米の確保をどうしていくか。

○7番（富永創造議員） お米の量の確保。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 7番、富永議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の米の確保についてのおただしであります。まずは現時点の早い段階で、去年協力いただいた方に声かけを行っているところでございます。

今後、米の価格等については、状況を見極めながら柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7 番。

○7 番（富永創造議員） 生産者と協議しているということですが、量の確保、このくらいだというのは持っていていいのではないかと私は思うんですけども、答えづらいかもしれないんですけども、そこら辺、検討を含めてどう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

柏村商工観光課長。

〔商工観光課長 柏村秀一課長登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一課長） 7 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

具体的な米の確保についてのご質問でございますが、町長答弁でもありましたとおり、昨年度ふるさと納税の半分がお米でありました。約3,000万程度でございます。まずは、ここをちょっと目指してまいりたいと考えております。それ以上になるように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

7 番。

○7 番（富永創造議員） なかなかの目標設定ではないかと私は評価いたしたいと思います。結果はどうあれ、やはりそれに対して努力するという姿勢がうかがえると私には伝わってきます。

続きまして、質問ではないんですけども、最後に小中学校におけるお米の確保といいますか、高くなったというその時点で、国から重点支援地方交付金ということで、その中に学校給食費等の支援というのがあったということで、新年度は大丈夫だという話で、私もほっとしております。

これが今後どうなっていくのか。今のところということですから、今後に対してはどのように対応するのか。例えば、お米の量が減ってスパゲッティが多くなったりとか、そういうふうな調整とか、そういうのも考えられるかなとは思いますが、やはり実際は国のほうの補助を、これを期待するところではありますが、今後、いろいろ動向変化があるとは思いますが、安心するためにも、食に対して小中学生に、安心でおいしい給食提供が今後も続くためにも、どのように町は考えているのかお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

佐藤教育振興課長。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊教育次長兼課長登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊教育次長兼課長） 7 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

米の単価は、今後どのような状況になってくるのかというところは、まだ不透明な部分ございますけれども、毎年お米については、12月に次年度の単価、量について、学校給食会のほうと協議させていただいております。その時点で、どのような状況かというところは見極めが必要でございますが、米飯給食につきましては、子供

たち、おいしいということで好評な部分がございますので、今現在週3日から4日の提供をしております。その現状を維持していけるように努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上で、7番、富永議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

○7番（富永創造議員） 質問は以上です。ご丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、7番、富永創造議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は午後2時5分です。

（午後 1時51分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午後 2時05分）

◇ 小 島 紀 子 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告4番、2番、小島紀子議員の一般質問を許します。

2番。

〔2番 小島紀子議員登壇〕

○2番（小島紀子議員） 議場の皆様、こんにちは。

また、傍聴の皆様、最後までありがとうございます。励みになります。

通告により、2点について質問させていただきます。

1番、三十三観音地区の生物多様性について。

2番、子供の幸福度について。

まず、1番、三十三観音地区の生物多様性について質問させていただきます。

三十三観音入り口の山桜の大樹が何本も伐採されて、景観が変わってしまいました。毎年桜が咲くのを楽しみにしていたのに、どうなっているのとの情報を町民の方からいただき、現地を見に行きました。案の定、根元からばっさり切られています。

関係者の説明によると、根元や幹が腐食していて倒木の危険がある、密集し過ぎている、森林の更新をするなどの理由で伐採したとのことでしたが、伐採に当たり、そこにすむ動植物の多様性の確保のために緑の基本計画の策定は行われたのかどうかをお伺いいたします。

緑の基本計画とは、1番、自然的条件及び社会的条件の現況調査、2番、調査結果の分析・評価、3番、課題の整理、4、目標の設定、5、緑地の配置方針、6、施策、7、継続的なモニタリングの実施であります。

参考としましたのは、緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項（都市緑地法運用指針）を参考としました。これは平成23年10月、国土交通省都市局から出ております。

そこで質問であります。

1番、過去に緑の基本計画策定と生物多様性の調査（生息動植物数のカウント）をしたことがあったかどうか

か、またその結果についてお尋ねいたします。

2番、悪いところだけを切り取る、大木を残し育てる等の工夫はできなかったのかどうかをお尋ねします。

3番、植樹に栗、山桜、クヌギを選定した理由などをお伺いいたします。

次に、2番、子供の幸福度について質問いたします。

国連児童基金、ユニセフによる今年5月に発表された先進・新興43か国の子供の幸福度ランキングにおいて、日本の子供の総合順位は第14位でした。内訳の身体的な健康度は2020年に引き続き第1位でありましたが、精神的な健康度は32位で、これは高い自殺率などが要因となっているとしております。

本町は、こどもまんなか宣言を令和6年10月より施行し、様々な取組がなされていることは大変喜ばしく思います。さらに一歩進んで、子供たちが真に幸福を感じられるようにするには、どのようなケアとサポートが必要と考えるか、また母親が安心して産み育てることができるように、出産・子育て費用の補助、サポート、心のケアなどについて、本町の取組をお伺いいたします。

質問事項といたしまして、1番、妊娠期から出産までについて、本町のデータ（産院、出生件数、出生率、費用の補助、サポート体制など）を全国、県、他自治体との比較を併せてお尋ねいたします。

2番、妊娠期から未就学期の子育て期まで、親子が利用できるメニューとサポート体制などについてお尋ねいたします。

3番、子供たちが真に幸福を感じられるようにするにはどうあればよいと考えるか、お尋ねいたします。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、緑の基本計画の策定状況及び三十三観音地区における生物多様性の調査実施の有無についてのおたしであります。

平成12年度に史跡公園として整備された三十三観音及びその周辺地域については、長期的な水と緑の総合的な計画を定める目的として平成14年3月に策定した矢吹町緑の基本計画において、水と緑の拠点として位置づけ、また散策路の整備、自然や歴史との触れ合いの場としての活用を目標として掲げていることから、当該地域における優れた水と緑の資源や、その魅力を最大限に発揮できるよう、適正な植栽管理、緑地の保全を行っております。

一方、現行の計画において、生物多様性に関する項目について定めておらず、当該地域の動植物数など、生物多様性に関する調査は実施しておりません。

今後も、地域の皆様との協議を重ねながら、生物多様性について理解を深めていくとともに、併せて専門家の意見も伺いながら、動植物との共存も踏まえた公園の適正管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、木の伐採方法の工夫についてのおたしであります。

昨年7月に三鷹市と森林環境譲与税の活用に係る連携に関する協定を締結し、森林の整備及び保全、カーボ

ンオフセット、林業作業、自然観察その他森林を活用した体験活動、産出される間伐材その他の木材の活用についての事業に取り組んでいるところであります。

昨年度は、三鷹市内で排出される二酸化炭素排出量と本町内の森林整備等により吸収した二酸化炭素の量を相殺するカーボンオフセット事業として、三十三観音史跡公園内の森林約2ヘクタールの整備を実施いたしました。

具体的には、切り株等から芽生える萌芽の成長による森林の再生促進や、樹木の病害虫対策、倒木リスクの軽減、生物多様性の保全、森林の防災機能の向上、二酸化炭素の吸収能力等の向上を図るため、下刈りや間伐等の森林整備を実施いたしました。

森林整備に当たっては、矢吹町森林整備計画等に基づき、適正な森林施業、森林保全に努め、森林整備に関する専門家や地域の皆様方等と現地を確認の上、協議を重ねながら実施しております。

議員おただしの山桜につきましては、太い幹が枯れて倒木の危険性があり、今後の成長が見込めないと判断し伐採したものであります。一方で、健全に生育している樹木につきましては、保全する等の配慮をしながら間伐を実施したところであります。

引き続き、植樹や育樹活動、森林の健全な整備及び維持管理等の方法について、福島県や三鷹市、地域の皆様、専門家、関係団体等と共有し、連携を深めながら、持続可能な森林整備・保全に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、栗、山桜、クヌギを選定した理由についてのおただしではありますが、三十三観音史跡公園及び周辺森林につきましては、昨年7月に締結されました三鷹市との連携協定に基づき、持続可能な森林の循環の確立に向けた取組として、今年度から協定期間である令和10年度に向けて、本町と三鷹市の子供から大人まで幅広い世代の方々の多様な学びや交流の機会を提供する場として、定期的な下刈りや植樹活動等を実施するものとしております。

植樹する樹種につきましては、令和4年度に本町の恩賜林で開催されました第5回ふくしま植樹祭時の樹種選定と同様に、本町の広葉樹林に多く見られる樹種を選定しております。

広葉樹は、環境保全や生態系維持に重要な役割を果たしておりまして、落ち葉による昆虫や小動物などの重要な生息地の提供、ドングリや栗拾い、昆虫観察等を通した小学生や地域住民による自然観察、山桜や広葉樹の新緑、紅葉等の四季折々の景観を楽しむ場を提供します。

また、広葉樹は深い根を張るため、土壌流出や山崩れを防ぎ、落ち葉が土壌を豊かにし、森林の大切な保水力を高める効果があるなど、持続可能な里山づくりは災害対策にもつながると考えております。

町といたしましては、植樹や育樹活動等を通して、子供たちの自然環境への理解を深め、本町の美しい里山風景を次世代に受け継いでいけるよう、福島県や三鷹市、地域の皆様、専門家、関係団体等と連携を図りながら、未来へつなぐ森づくりを積極的に実践してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、小島議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 2番、小島議員の質問にお答えいたします。

初めに、妊娠期から出産までの本町のデータについてのおただしであります。出産医療機関につきましては、町内に産科を有する医療機関がないため、ほとんどの方が近隣の須賀川市、郡山市、白河市の産科クリニック、または総合病院で出産されております。

令和6年度の本町における出生数は75名であり、人口1,000人当たりの出生率は4.5となっております。令和5年度は出生数が84名、出生率は5.0であり、福島県全体の出生率5.2と比較し、同水準となっております。なお、女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成30年から令和4年までの平均値で本町は1.41となっており、県全体の1.37を上回る結果となっております。

次に、出産や健診等に係る費用の支援についてであります。主となる4つの支援等について答弁いたします。

1つ目として、出産費用については、出産育児一時金が加入している健康保険から支給されており、令和5年4月より、従来の42万円から50万円に引き上げられております。

2つ目として、妊婦健診については、本町では検査項目を明記した受診券を交付し、15回の妊婦健診を自己負担なく受けられるように13万5,810円の公費負担を実施しております。この金額は、県内の多くの市町村と同額である一方、全国平均の10万9,730円を大きく上回っており、手厚い支援内容となっております。また、産婦を対象とした2週間健診、1か月健診や新生児聴覚検査についても受診券を交付し、全額公費で受診できる体制を整えております。

さらに、これまで自己負担で受診していた乳児の1か月健診についても、令和6年度は上限4,000円、今年度は上限6,000円を国と町が助成し、保護者の負担軽減を図っております。

3つ目として、今年度から妊婦のための支援給付が新たに開始されており、まず母子手帳交付時に5万円、さらに出産予定日の8週間前の日以降に胎児の数に応じて1人当たり5万円を、国の補助を受けて町が給付しております。給付申請の際には、妊娠・出産に関する不安や困り事を保健師に相談する機会を設けており、相談を通じて、利用可能な支援制度やサービスに関する情報提供も行っております。

これらに加え、4つ目として、町独自の取組である出産祝品として、第1子の誕生時に1万円分の町内商品券を贈呈しております。また、出産祝金として第2子の誕生で現金10万円、第3子以降の誕生で現金20万円を給付しております。

このように、本町では妊娠期から出産に至るまで、様々な側面から妊婦及び子育て家庭への支援を行っており、今後も安心して出産・子育てができる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、妊娠期から未就学期の子育て期まで、親子が利用できるメニューとサポート体制等についてのおただしであります。本町では妊娠中から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、様々な仕組みを展開しております。

初めに、家庭訪問型子育て支援として、ホームスタート事業を提供しております。この事業は、研修を受けた子育て経験者がホームビジターとして家庭を訪問し、子育て中のお母さんに友人のように寄り添い、傾聴と

協働を基本としたボランティアによる支援であります。家事や育児を一緒に行いながら、不安や孤独を和らげることを目的としており、今年度からは、未就学児を育てる家庭に加え、妊娠中の方も対象とすることで、より早い段階からの支援が可能となりました。

家庭とホームビジターをつなぐ調整役として、オーガナイザーが配置され、訪問活動の円滑な実施を支援しております。

この事業は令和2年度から委託事業として実施しており、これまでに16名の方が支援を受けております。今後、さらに多くの方に利用いただけるよう、乳幼児健診の会場となっている保健福祉センターにて広報活動を行うなど、活動の周知に努めてまいります。

次に、2歳児までを対象とした地域子育て支援拠点として、未来くるやぶき2階ににこにこひろばを設置しております。にこにこひろばは、子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安や悩みを互いに話せる場として、多くの方にご利用いただいております。子供たちが家庭外での人との関わりを通じて、子供の発達を促すとともに、保護者の孤立感や育児不安の軽減にもつながっております。

さらに、地域ぐるみで子育てを支える仕組みとして、ファミリーサポートセンター事業を展開しており、令和6年度は167世帯が利用しております。この事業は、送迎や一時的な預かりといった子育ての困り事に対し、地域の提供会員が支援する仕組みとなっており、働く家庭や急な用事が生じた際の大きな支えとなっております。

加えて、子供たちが伸び伸びと健やかに育つ環境として、屋内外運動場施設、未来くるやぶきがとても人気であり、年間で5万人近い来場者を迎えております。遊びを通じて、ほかの子供たちと関わることで、体力の向上はもとより、コミュニケーション能力や社会性を育む場ともなっております。

また、医療面の安心を支える取組として、18歳までの子供がいる全ての家庭を対象に、24時間365日、いつでも、どこでも、何度でも小児科医等に相談できる医療相談アプリ、いつでもドクターを無償で提供しており、夜間や休日の急な体調変化にも安心して対応できる環境を整えております。

これらの支援を通じて、本町では地域全体で子どもと子育て家庭を支える体制の充実を図り、全ての子供が安心して育ち、真に幸福を感じられる社会の実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、子供たちが真に幸福を感じられるようにするにはどうすればよいと考えるのかについてのおただしであります。幸福の新しい物差しとしてウェルビーイングという考えが注目を浴びております。ウェルビーイングは、個人のみならず、家族や友人、自分の住む地域社会が、身体的にも精神的にも社会的にも持続的によい状態であることであり、個人のみならず、個人を取り巻く場が持続的によい状態であると捉えるところに、その特徴があります。

人は独りでは生きられません。乳児は、周りの人から温かいまなごしを受け、温かい言葉をかけられ、優しくスキンシップされ、人として扱われているという感覚を感じ、人として存在していくようになると言われております。

このように、人が人としての幸福を感じられるためには、他者との温かい関わりの中で、今を楽しみ、将来に希望を持ち、仲間や家族、地域の人の幸せを願い、自分にできる小さなことを実践し、周りから認められ感

謝される、そんな状態が持続的に保障される必要があると考えております。

教育委員会では、この考えを基に、具体的な取組としてつなぐ教育を推進しており、ゼロ歳から中学生までの子供を切れ目なく継続的に支え続ける体制を整えております。子供の安全で安心な教育環境を整え、家庭と幼保小中が共通の考えの下、遊びを通し学びの芽生えを培う乳幼児の教育を経て、学びの芽生えをさらに伸ばす小中学校の教育に向けて、継続的に指導と支援を続けることが、子供の幸福につながるものと考えております。

もう一つの施策は、学校運営協議会と地域学校協働活動であります。みんなで育てる矢吹の教育の考えの下、学校運営協議会と地域学校協働活動が両輪となり、地域と学校が協働しながら子供の成長を支える体制を強化し、より多くの地域の方々に子供に関わっていただいております。子供たちからは、地域の方にいろいろ教えていただいて勉強になった、とっても楽しかった、地域の方と知り合いになれてよかったとの感想を、地域の方からは、また声をかけてほしい、元気ある限り協力したいとの感想をいただいております。地域の方々に愛される存在であることを子供たちが実感する体験は、子供の幸福につながるものと考えております。

また、子供たちが学校生活の中で実際に幸福を感じているのかについては、毎年実施しているＱＵテストを一つの指標としております。ＱＵテストは、子供の学級満足度等を把握するため実施しているものであります。

令和６年度１１月に実施した結果は、全国の小学生の学級満足度４２％に対し、本町の小学生の学級満足度は６４％であり、同じく全国の中学生の満足度４１％に対し、本町の中学生の学級満足度は６７％と、ともに全国を上回る数値となっておりますが、全員が満足には至っていない現状があります。

また、子供たちは、学校以外の家庭や地域でも生活を送っている存在でもあります。学校、家庭、地域において全ての子供が満足できる生活を送り、真の幸福を感じることができるよう努めていくことが重要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、２番、小島議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

２番。

○２番（小島紀子議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

ただいまの教育長のご答弁に感激いたしております。実を言いますと、子供の幸福度についての先ほどのユニセフの調査なんですけれども、精神的な健康度が低いということは、それはやはり真に自分が幸福である、周りから認められている、そういうことが足りないということを指摘しております。それが矢吹町ではできています。６２％が低いか高いかというのは別問題としまして、それが私は高いと思っております。この矢吹町でそういうことができているというのはすばらしいことだと思いますので、ますます私たちもご協力させていただきたいと思いますので、子供たちの本当に真に幸福な町であるということで努力させていただきたいと思います。ありがとうございます。

そこで質問です。

前に戻りまして、三十三観音のほうなんですけれども、２番の質問のところ……ごめんなさい、悪いところだけを切り取る、大木を残し育てるなどの工夫はできなかったのかということについての再質問なんですけれども、その中の町長様のご答弁の中で、三鷹市とのカーボンオフセットの提携による三鷹市から補助が出てい

ますということなんですけれども、具体的にどのくらいの補助が出ているのか。それはいつからいつまで続いて、どうなっているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 2番、小島議員の質問にお答えしたいと思います。

三鷹市とのカーボンオフセット事業についてのおただしかと思えますけれども、こちらにつきましては昨年度、三鷹市と連携協定のほうを締結してございます。

こちらにつきましては、三鷹市の森林環境譲与税の一部を矢吹町に頂きまして、矢吹町の森林を整備することによりまして、CO₂を削減し、三鷹市のCO₂排出量と相殺するような事業となっております。

昨年度から事業を実施しておりまして、昨年度につきましては600万円、今年度につきましても600万円ということで予算のほうを計上させていただいております。

こちらの協定につきましては、基本的には毎年度自動更新の協定となっておりますが、打合せの中では、当面5年間については今の枠組みの中で実践していきたいということで、三鷹市のほうからお答えをいただいているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ご答弁ありがとうございました。

資料をいただきまして、矢吹町の森林の再生事業、整備についての計画書と、あと矢吹町の緑の基本計画というのをいただきました。

矢吹町緑の基本計画というのは、2002年、平成14年、今から二十数年前に出たもので、幕田耕郎町長時代に策定されたものであります。その中に、大変よいことが書いてありまして、矢吹町の緑化基金であるとか、そういうことが書いてあるんですね。それで、これについて進めていけば、矢吹町も、あとはオブザーバーに聞いてやるとか、そういうことが出ていたんですけれども、それをずっと続けていけば大分よくなってきたのではないかと思います。

それで、それともう一つのいただきました資料として、矢吹町の森林整備計画というのがありまして、これは今年の4月1日から10年後の令和17年3月31日までの計画書なんですけれども、その中で、森林整備の基本的な考え方という中で、水源の涵養機能維持というのものもあるんですが、特に三十三観音に特化して言えば、保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全を含む）機能維持増進森林、そういうものを大事にしていきたいと思います、そういうことで保護していきたいと思いますということが書いてあるんですね。

その中で、どのくらいの時間がたった時点で伐採していきますかということが書いてありまして、それは例えば杉であったら45年、ヒノキ50年、クヌギは15年、広葉樹、これは用材として取るものですが65年、その他の広葉樹は20年と書いてあります。それプラス長伐というんですか、長く伐採をしない、その伐採する期間を

長くしましようという、それを推進しましようと森林についても書いてありました。それは、基準となる、例えば杉であつたら45年を90年にしましよう。例えば、これから植えようとしているクヌギであつたら15年が30年、広葉樹であるところのその他のほうの20年であつたら40年にする。それはどういったものに対してやるのかというと、先ほど言いました保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全を含む）機能維持を増進しなければいけない森林、それはまさしく三十三観音にぴったりではないかと思うんですね。

それで、以前いただきました資料としての矢吹町の伐採、循環させていくのが15年から30年ということなので、もうちょっと長くできないかというようなことを再質問とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの町長答弁にも、山桜については、大樹について主幹が枯れているもの等については伐採をさせていただいたところでございます。また一方で、健全に生育しているものについては、保全するなどの配慮をしながら間伐のほうを進めさせていただいております。

一般的に広葉樹の伐採の時期となりますと、20年が目安とされております。20年以上、30年以上となると、切り株から芽が新たに出るというような可能性が低くなるということで、基本的には20年ということが推奨されておりますが、健全に生育している樹木に関しましては、町としましても状況を観察しながら保全するような形で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

私のほうもいろいろ調べまして、皆伐、みんなカットするのではなくて、選んで伐採していますよ、あとはその間に手を入れなければいけない、それで間伐しますということなんですけれども、2度ほど伐採した後に見に行ったんですけれども、それでもう一回は、私、自分は生物科だったものですから、私は微生物のほうだったんですけれども、生態のほうをやっていらっしゃるご夫婦の方と行ってきたことがあるんですね。そのときに、やはり伐採するのは何でも、そういうことではないと思うんですが、その前にちゃんと調査しなければ、さきの緑の基本計画にありますように、まず現況を調査しなければいけない。そういうことで、その調査もやはり専門家、それはやはり最低限でも高校の先生から大学の先生方、そういう人たちをオブザーバーとして入れて見てもらったほうがいいよということ言われてきました。

それで、実際に山桜の根っこが腐っていますというのがあったんですが、申し訳ないんですけれども、全然元気な山桜も切られているような、私にはそう見えたのがありまして、それはどうだったのかなということは考えました。

それで、質問なんですけれども、質問というか、間伐ということについて調べましたら、密生して、もう緑

がいっぱいになり過ぎちゃって、もう下には全然光が入りません。それで、そういう状態ではいけませんよということで、樹幹密度が10分の8、8割以上になったときに間伐を入れてください。でも、その間伐が、また芽を吹いてきて、5年後にはまた10分の8になるくらいにしておいてください。そういうふうにしてください、あまりにも切り過ぎてはいけませんよというのが間伐ですよと書いてあったんですね。

それで、そういうことをやってほしいと思うんですけれども、やってきたのかどうかということを、間伐に関してお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

間伐について、どういう状況で実施してきたのかというようなおただしかと思いますけれども、今回、昨年度整備するに当たりましては、福島県や西白河地方の森林組合などの専門的な知識を有する団体さんのほうと協議をさせていただきながら伐採のほうを進めてきております。

間伐の割合については、なかなか難しい状況がございまして、細い樹木でも1本としてカウントしたりするので、どうしても伐採率が高いように見えますけれども、こちらにつきましても関係機関と協議をした上で今のところは実施しておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

大きな樹木ばかりでなく、その下に生えている小さな植物たちもいるわけですね。それを食べに来る、蜜を吸いに来るチョウチョウたち、トンボ、いろんな小動物たちが来るわけなんですけれども、そういうものたちにもすごい影響を与えてしまう。今まで密生していたから、光当たっていいんじゃないのというばかりでなく、そこによく根づいた、例えば矢吹町のシュンランであるとか、キンラン、ギンランなんかもそうなんですけれども、そういう植物たち、あとは矢吹町にはチョウが今のところ77種確認されているんですけれども、やはりそういった蜜を吸いに来る、若葉を食べに来る、そういったことで、そういう小動物たちにやはり多様性を大事にしなければいけないと思うんですけれども、全てこの世の中は多様性を大事にしましょう、SDGsとかと言われるようになってきていますので、それを守っていかなければいけない世の中になってきていると思うんですね。そういうこともありまして、大事に植樹していただきたいと思っています。

そこで質問なんですけれども、植種なんですけれども、栗とクヌギと山桜の3種、大分多い本数を植樹されると思うんですが、植樹される本数であるとか、これから選ぶ本数、あとはほかの樹種を選ぶとか、そういうことがないのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

鈴木農業振興課長。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美課長兼局長登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美課長兼局長） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

クヌギ、栗、山桜の樹種選定についてということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、令和4年に実施いたしました第5回ふくしま植樹祭の際にも、こちらにつきましても、県とか西白河地方森林組合などの専門機関と協議した結果、この3種に選定してございます。

こちらの3種につきましては、一般的に矢吹町の里山に自生しているような樹種となっておりますので、こちらについて選定をしております。

なお、令和4年のふくしま植樹祭の際には、恩賜林のほうで実施してございますが、このときには1ヘクタール当たりクヌギ200本、栗100本、山桜200本というような本数を植樹してございます。

また、それ以外の樹種につきましては、当然、先ほどもありましたように間伐して、その後、切り株から芽が出まして、萌芽を育樹するというので、それ以外の樹種につきましても保存できるのかなと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございます。

これから遊水地も絡めていろんな問題で、例えば全部が全部開発すればいいというわけではないと思うんですね。やはり古来、そのところからずっと植生を保たれている場所があると、それに寄ってくるチョウチョウであるとか、トンボであるとか、水生植物であるとか、そういうものがあると思うんですけれども、例えば、こういうお話があります。矢吹から消えていたチョウというのが、さっきの77種以外に8種類あるんですね。その8種類のうちの三神だけに見られていたチョウが2種、50年代から見られていないんですね。

それと、あとは皆様に、ジャコウアゲハというのをご存じかどうか分からないんですけれども、2012年に54年ぶりに矢吹で再発見されたんですね。ジャコウアゲハは、ウマノスズクサという葉っぱを食べているんです。それで、皆様にそここの矢吹蝶の里愛好会の田口四十三さんであるとか平賀文男さんが中心になってやっているんですけれども、なるべくこの時期に生えているウマノスズクサは、ちょっとカットしないでねというようなことを皆様にお伝えしたら、残してくださるようになって、それもだんだん増えてきました。大池のところに今あるんですけれども。

あとは、オオムラサキは日本の国蝶になっていますけれども、どうも矢吹にはエノキがあるらしいんですよ。それで、オオムラサキは自生、勝手に湧いてくるというか、そういうことも言われているんですね。やはりいろんな種類、チョウばかりでなく、トンボがいる、いろんな種類の、本当に多種多様な動植物が育っていければ、本当にその環境はいい環境だと言えらると思いますので、ぜひともその辺はカバーしていったほしいなと思います。

それで再質問、三十三観音のほうをこちらで質問を終わりにさせていただきます。

子供の幸福度についての再質問であります。

先ほど矢吹町ファミリーサポートセンターであるとか、ホームスタートやぶきであるとか、お知らせしてくださってありがたかったです。

実際に、先ほど3つほど出てきましたが、それがどこにあるのか、まだ分からない方もいらっしゃると思います。それで、年齢は何歳までオーケーですか。例えば、未来くるやぶきもそうなんですけれども。あとは利用時間であるとか、あとお金かかるのかとか、そういうことを質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小椋子育て推進課長。

〔子育て支援課長 小椋 勲課長登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲課長） 2番、小島議員の質問にお答えいたします。

先ほど答弁のほうでありましたホームスタート、あとファミリーサポートセンター事業、あとは未来くるやぶきの中にありますにこにこひろば、そちらのまず場所についてでございますけれども、にこにこひろばにつきましては、矢吹駅東口にあります未来くるやぶきの2階でございます。

まず、時間につきましては、10時から11時半、13時から14時半、15時から16時半、1クール1時間半、1日に3回受入れをしております。こちらについては、対象年齢がゼロ歳から3歳までということになってございます。

続きまして、ファミリーサポートセンター事業及びホームスタート、こちらにつきましては、KOKOTTOの未来くるステーション、建物の1階西側にあります子育て支援の場所、そちらのほうで実施をしております。

まず、ファミリーサポートセンター事業、こちらにつきましては朝の6時から夜の10時まで、こちらが基本、ファミリーサポートセンター事業の対応時間なんです。KOKOTTOの施設でお子さんを預かる場合に限り、9時から5時までお預かりをするというところで、それ以外の時間、提供会員の方が自宅で子供の面倒を見る、あとは例えば塾の送迎をする、そういった場合には、今の6時から10時まででは利用ができるということになっております。

利用の料金ですけれども、平日の7時から夜の19時までが30分300円、土日、祝日、年末年始、あとは平日の時間外6時から7時、あとは7時から10時、そちらについては30分350円というようなことで利用ができます。対象の年齢につきましては、ゼロ歳から6年生までが対象となっております。

最後に、ホームスタートでございますけれども、ホームスタートもKOKOTTOの子育て支援のお部屋でやっております、こちらにつきましては、時間については、基本、オーガナイザーの方が事前に打合せをして日程を決めますので、決まった時間はございません。相談された方と時間を調整するというので、年中無休ということではないんですけれども、お休みというようなことはございません。日程が合い次第、ホームビジターが訪問するというようなことになっております。

こちらについては、1回2時間、最高で4回訪問をするということになっておりまして、対象の年齢は妊娠から6歳までになっております。こちらはボランティア事業ですので、料金については無料となっております。

詳しくはホームページであったり、あとは各事業のリーフレットございますので、そちらのほうにも載っておりますので、そちらを確認していただければと思います。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

私も実際に、KOKOTTOの未来くるステーション前にありますファミリーサポートセンターの先生方、ホームスタートやぶきをされている方々とお話をさせていただきました。

その中で、やはりインターネット等では大分若いお母さんたち見るんだけれども、結局は何と言っても口コミですよということをおっしゃっていただいて、あとは紙ベースでのお知らせというのを、例えば広報であるとか、そういう中に入れてくださると、おじいちゃん、おばあちゃん、ああこんなのあるよということもお知らせすることできるんじゃないかなと思います。よろしく願いいたします。

それと、あとは出産のことなんですけれども、自分も調べて驚いたといいますか、町の中に産院というのは、福島県の中ではどこもないということなんです。市でもやはりなくて、福島7市で26か所しかない。7つの市と、その中の26か所しか産める場所がないですよということでした。その場所というのは、福島、会津若松、郡山、いわき、白河、須賀川、南相馬ということなんですけれども、矢吹の方たちは、郡山、白河、須賀川をご利用になりますということをお先ほど教えていただきました。

その中で、特に少子化の問題が多くなって、テレビなどでも見たことがあるんですけれども、例えば北海道であるとか、矢吹はまだいいかなと。でも北海道であるとか、本当に過疎化が進んでいる山の中の人たちというのはどうしているのかということで、北海道の例だったと思うんですが、例えば旦那さんもしません、雪の中ですし、どうしましょうかということで、救急車を利用してくださいとか、急におなかが痛くなったときとか、破水が始まってしまいました、そういうときどうしますか、自分の車では行けませんよ。そういうときに、救急車を利用してくださいとか、あとそういう状況になる前に早めに入院してください、その補助をしますよとか、そういうことの大切さがあると思うんですけれども、矢吹での取組といったものは、妊婦さんの送り迎えというんですか、そうそういうもののというのは皆さん車で行かれたりしているんでしょうか。それとも、何か補助とかそういうのはあるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小椋子育て推進課長。

〔子育て支援課長 小椋 勲課長登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲課長） 2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

出産の際、町内に産院がないということで、近隣の市町村にある産院のほうに出向くための何か足への補助、負担等があるのかというところでございますけれども、今現在、町のほうでは、そういった方に対する補助金等は実施しておりません。

以上、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 子育て推進課長と言ったようです。訂正いたします。子育て支援課長です。

再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員）　ありがとうございます。

先ほどのテレビで見た件なんですけれども、もう破水が始まってしまいました。それで、自分では運転できない。普通は運転できるんだけれども、もうどうしようもないという場合、例えば救急車を要請したりとか、そういうことというのは可能でしょうか。また、そういう事例があったかどうか。

○議長（藤井源喜議長）　答弁を求めます。

小椋子育て支援課長。

〔子育て支援課長　小椋　勲課長登壇〕

○子育て支援課長（小椋　勲課長）　2番、小島議員の再質問にお答えいたします。

そういった出産間際、破水した、そういった事態があって、自分で車が運転できない、そういった場合にどうするのかというところでありますけれども、出産までには保健師さんが何度も対応するというようなところで、そういったときに、そういった危険な場合には自ら救急車を呼んでと、そういった相談事をしておりますので、あとは自らの状況の判断、そういったところで、皆さん救急車を呼ぶ、呼ばないという判断をしているかと思います。

あとは、先ほど答弁でありましたいつでもドクター、まず緊急時となると本当にあれですけれども、そういった困ったときに相談をしますと、もう早いと3分ぐらいで回答来ますので、すぐに病院に行ってください、自宅で待機してください、救急車を呼んでくださいと、そういった回答が来ますので、それに基づいて判断をするというようなところでございます。

あと、その実態についてでございますけれども、そちらについては、ちょっと町のほうでは把握はしていないというような状況でございます。

以上で、2番、小島議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長）　再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員）　ありがとうございます。

少しでも妊婦さんたちが安心して産める場所であったりとか、そのアドバイス、そういうサポート体制がますます拡充して、皆さんに知れ渡ると思います。

一番問題としなければいけないところなんですけれども、出生数についてお尋ねいたしたいと思います。

先ほどのご答弁ですと、令和6年、去年は75名でした、出生数が矢吹町で。2018年からヘルスステーションというこの冊子、簡易版は皆様に渡っていると思うんですけれども、私たちはちょっと厚めのを持っています。

それで、この中に書いてあったことで、2018年、平成30年には出生数って126人だったんですね。それが、今はまだ本当に6年ぐらいしかたっていない。それで75人に減ってしまっていて、そうすると75名になってしまったということは、5年間で50人も減ってしまっているということになるんですね。そうすると、数字的には少子化、まだ矢吹町大丈夫だろうと思っていた、私も思っていたんですが、計算してみれば、ここ本当に令和になってからどんどん減っていったって、1年間で10人も出生数が減ってしまっているという事実が気がつきまして、

そうすると、今75人ですから、あと10年したら、もしかしたら本当に過疎化である何とか村さんという感じと同じく矢吹もなってしまうんじゃないか、そういう危機感を感じました。

そこで、この出生数を上げるべくどうしていけばいいのかということを、矢吹町さんで、皆様にも、幼稚園の先生方皆様にも、主婦の皆さん、アドバイスとかそういうことがありましたら、矢吹町からどうしたほうがいいですか、あとはそういうみんなで話し合う会みたいなものがあればいいかなと思うんですけれども、今すぐ出生数を上げろということを、どうしろこうしろと私は矢吹町には言えませんが、そういう会議というんですか、みんなで知恵を寄せ集めましょう、どういうことができますかという話合いの会ですか、現状を町民の方に知っていただく、そういう会合を持つということはあるかどうかというのを町に聞きたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 2番、小島議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、本当に出生数の減少というものは、間近に見ていると、子供たちがどんどんやっばり減ってるんだなということを、例えば入学式においても、ああ減っているんだなということを強く感じます。しかし、矢吹町の皆さんがそういうふうに感じているかというと、そこまでは感じていらっしゃらないというのが、やはり現実なのだというふうに思います。

その辺のやはり現実を見ていただいて、そしてどうしていったらいいのか、そういうことを考えるようなきっかけを、町全体として考えることができるような場があれば本当にいいだろうなというふうに、小島議員の話を聞いて感じましたので、子育て支援課のほうを中心にしながら、何かしらそういった機会を設けられるかどうか考えてまいりたいなというふうに思っております。

以上で、小島議員への再質問の回答とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 最後の質問とさせていただきたいんですけれども、先ほどのユニセフの調査の中で、日本の若者の自殺率というのは、43か国中、4番目に高かったんですね。それで、自殺率について、矢吹町において、やはりこのヘルプステーションに書いてありました。

2019年には、これは年齢層にかかわらず、矢吹で自殺された方というのは4名おられて、毎年、2020年はちょっと多くて8名、2021年4名、2022年4名、2023年も3名ということで、このところは年5名以下なんですけれども、これが多いか少ないかというところを見ますと、矢吹は10万人当たり26.73、県は19.43、国は16.61なんですね。そうすると、矢吹町は国よりも10ポイント高いということになっているわけなんです。

それで、ユニセフがおっしゃるように、日本の若者の自殺率は4番目に高かった。それ以上に矢吹町は10ポイントも高んだということを考えていかなければいけない。そうしますと、これも少子化、自殺率であるとか人口減というのは、これ全部ひっくるめての話になると思うんですが、いかに一人一人の命を大事にするかということが一番大事なことはないかと思うんですね。

そこでお尋ねいたします。

こういった取組、みんなヘルスステーションに書いてあることなんですけれども、そういったことで、例えばその中でも4分の3が男性ですよということで、そういったことで、心のケアであるとか、そういうことについての取組は矢吹はどうされているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 小島議員……

○2番（小島紀子議員） すみません、これも子供さんの幸福度に関わることなので。

子供さんの幸福度というのは、日本の若者の自殺率が4番目に高かったということで、高いというのは、矢吹はどうなんだろうということの裏返しで今、質問したわけなんです。

○議長（藤井源喜議長） 小島議員、一般質問の中では、幸福度についてということで、その裏返しというふうに言われましたけれども、自殺に関するところでは答弁する側で特にデータは持っていないので、ですから視点の違ったところでもう少し質問のほうをしていただければと思います。

じゃ、質問ありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） 子供の幸福度について、矢吹町さんの取組ですね。やはり先ほど言いましたように、一人一人の命を大事にするということが、あと心にある、本当に例えば弱音を吐ける場所であるとか、人であるとか、そういう人づくりというのがすごい大切だと思うんですけれども、矢吹町の子供の幸福度を高めるための取組というものを、最後にお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 2番、小島議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、人と人との関わりの中で、やっぱり子供たちは幸せといったものを感じていけるんだというふうに思っています。

ただ一方で、先ほどお話があった自死というような部分でいくと、昨年度の国の子供の自死というのは500ちょっとぐらいなんです。その多くがやはり学習に対するものだったりとか、友達関係であったりとかといった部分があるというふうな報告がされているところです。

やはり、町としては、基本的な子供との関係づくり、基本的には先生と子供の間をしっかりとつくっていく、そのことを柱にしながら、そうすると子供たちの横のつながりもしっかりしたものになっていけるというところがあります。

ですので、先生方の子供たちへの、先ほどお話ししたとおりなんですけれども、まなざしであったりとか、声かけであったりとか、スキンシップであったりとか、そういう部分をしっかりと子供に届けながら、そして子供の人間関係づくりといった部分を進めていくことがまずは基本であるというふうに捉えながら、校長会等でもお話をさせていただいて、また各学校でも取り組んでいただいている成果が、先ほどの満足度といった部分にもちょっと現れているのではないかなというふうに思っています。

満足度は平均なので、学年ですとかクラスによってやっぱり差はあるところなんですけれども、中には100%満足だというような学級などもある現状がありますので、そういったクラスに全てがなっていけるよう

に取り組んでいければなというふうに思っています。

以上で、小島議員の再質問への回答とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

2番。

○2番（小島紀子議員） ありがとうございました。

矢吹町の教育の取組、本当にすばらしいものになってきて、もともとなっているのかもしれないんですけども、私も努力して、矢吹町いいねというふうな町になっていけるように私も協力していきたいと思います。

ご答弁ありがとうございます。これで終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、2番、小島紀子議員の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 3時16分）

令和 7 年 6 月 1 0 日（火曜日）

（第 3 号）

令和7年第448回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年6月10日(火曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・陳情の付託

議案第24号・第25号・第26号

陳情第2号・第3号・第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英樹
11番	熊	田	宏	12番	角	田	秀明
13番	堀	井	成人	14番	藤	井	源喜

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭	副町長	鈴木一史
教育長	大杉和規	総務課長	正木孝也
企画・デジタル推進課長	国井淳一	まちづくり推進課長	神山義久
総合窓口課副課長	水戸政司	税務課長	渡辺憲二

保健福祉課長	山 野 辺	幸 徳	農業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	鈴 木	辰 美
商工観光課長	柏 村	秀 一	都市整備課長	有 松	泰 史
上下水道課長	小 磯	剛	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部	正 人
教育次長 兼 教育振興課長	佐 藤	豊	生涯学習課長	西 山	貴 夫
子育て支援 課 長	小 椋	勲			

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏 家	康 孝	次 長	鈴 木	直 人
--------	-----	-----	-----	-----	-----

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（藤井源喜議長） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き、一般質問を行います。

◇ 三 村 正 一 議員

○議長（藤井源喜議長） 通告5番、8番、三村正一議員の一般質問を許します。

8番。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） 議場の皆さん、おはようございます。

また、傍聴においでの方皆さん、ありがとうございます。1人でも頑張ります。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

3つほどありますが、1つ目は健康センターの運営でございます。

質問の目的でございますが、町民の健康増進、教養の向上及び老人福祉の向上を図るため設置されている健康センターの運営について、決算状況を明らかにして、予算の適正な執行状況を確認することにより、住民の福祉の増進と行政改革に寄与したいということであります。

質問事項ですが、令和6年度の運営については利用者が15万人を超えて、コロナ以前に戻る展開となりました。これの大きな理由は、洗い場の昼敷きやバレルサウナの効果と、近隣地域で一番安い利用料金にあると思います。令和7年度のあゆり温泉、温水プールの場合別、種目別、利用人員の利用料金の見直しをした場合、収支の改善計画について伺いをいたします。

2番目ですが、健康センターについては、平成19年度から住民サービスの向上と経費の削減等を確実に図っていくことを目的として指定管理者制度を導入しておりますが、年々経費が増加しております。現在、あゆり温泉と温水プールなどを合わせて指定しておりますが、おのおのに指定管理することにより、おのおのというのは別々に指定管理することにより、住民サービスの向上と経費の削減が図れるものと思われませんが、考えをお伺いいたします。

3つ目ですが、平成3年設置されたあゆり温泉は35年が経過し、老朽化も進んでおります。建築基準法不適合状況を解消するために、2億円以上で擁壁改修工事をする工事費に投資するのではなくて、移転等の再配置をすることについてのお考えをお伺いいたします。

2つ目の項目でございますが、交通安全、防犯対策についてでございます。

目的でございますが、まちの安全・安心のまちづくりに寄与するために、高齢者等への交通安全対策及び防犯対策についての確認をするためでございます。

背景や経緯でございますが、高齢者等による自動車のアクセル踏み違い事故が多発しており、当町でも事故防止の観点から、交通安全対策として後づけの踏み間違い防止機器や急発進抑制装置取付けの勧奨、設置助成が望まれております。また、当町でも盗難や空き巣被害が出ているので、防犯カメラなどの対策が必要と思われます。

そこで、次の点について質問をいたします。

交通事故は、被害者はもとより、加害者についても悲惨なものであります。踏み間違いによる事故は、重大事故につながる案件が多く見られています。後づけの踏み間違い防止機器や急発進抑制装置取付けの勧奨、設置助成についてのお考えを伺います。

2つ目として、防犯カメラ設置による盗難、空き巣等の防犯対策についてのお考えを伺います。

3つ目として、ふるさと納税が令和5年度1,000万から令和6年度6,100万円と、増加率が県内1位となりました。素晴らしいことです。このふるさと納税を、安全対策や防犯対策に活用することはできないのかをお伺いいたします。

大きな質問事項の3番でございますが、令和7年度予算及び社会教育事業についてでございます。

質問の目的ですが、住民本位のまちづくり、人に優しい住みよいまちづくりのために社会教育活動の充実を図ることでございます。

質問をしようとする背景や経緯、課題等でございますが、令和7年度の当初予算による町の業務が執行され、4月、5月と2か月が経過し、町民の間から、7年度の行政に対する様々な意見、要望等の声が出ております。令和7年度の行財政改革の有事から新たな平時への自治体運営の展開についての理解が得られていない、丁寧な説明が必要と思われます。

そこで、次の点をお伺いいたします。

質問事項でございますが、昨年9月議会で行財政改革大綱の実施計画の具体的な内容を質問いたしました。ご答弁は、行財政改革を実施して財政の健全化を図る、実行計画については現在策定中であるが、大綱の基本理念や重点事項を反映させた取組を具体的に記載すると、個々の取組については評価指標を示して年度ごとに進捗管理を行うとの内容でありました。3月議会でも、行財政改革の実施計画を示して予算説明を行うべきとして実施計画を求めましたが、町長よりは鋭意作成中でお示しできる段階ではないとのご答弁でありました。

行財政改革大綱が骨格とすれば、実施計画は7年度予算の肉づけであり、毎年進捗管理を行う指標であります。実施計画の全体像を町民の方々に説明することにより、行財政改革の本年度の予算への理解が増進すると思われませんが、行財政改革の実施計画の策定状況をお伺いいたします。

2つ目ですが、非常時から新たな平時への事業予算であるが、令和7年度予算の削減は、町民の皆様から町の財政は健全なのになぜ削減なのか、財政難なのか、理解できないとの声が多数聞こえておりますので、このことについてお伺いをいたします。

3つ目ですが、第7次まちづくり総合計画基本構想では、まちの将来像として「人が集い みんなで育み・学び・支え合う さわやか田園のまち やぶき」を掲げております。

また、生涯学習の推進、高齢者の生きがいがづくりとして、ことぶき大学は主体的な学びを通じて教養を深め、健康の保持増進に努め、継続して取り組むことが必要でありますとしています。公民館に関する法令でも、社会教育法第3条第2項では、町は町民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これを適切に対応するために必要な学習機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与するよう努めるものとする。同じく同法の第20条では、公民館は住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとありますが、公民館の事業費予算では、令和4年度861万2,000円、令和5年度2,077万7,000円、令和6年度1,763万3,000円、これはそのほかに工事費が9,000万円ほど出ております。

7年度の予算は、513万円と大幅な減額になっております。財政、厳しい中ではありますが、人づくり、生きがいがづくり等の予算は、削減ではなく振興に努めるべきと考えておりますが、公民館事業の当年度の削減の内容と削減理由及び効果についての考えをお伺いいたします。

以上、3点、ご答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴に来られた方、ありがとうございます。

それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、あゆり温泉、温水プールの利用料金を見直した場合の収支の改善計画についてのおただしであります。

今年度の予算額は、収入総額が指定管理料を含めた8,129万5,000円であり、支出総額についても同額であります。

内訳といたしましては、あゆり温泉は収入額が2,163万2,000円、支出額が2,317万9,000円であります。支出の費目別といたしまして、需用費は1,621万3,000円、役務費は87万円、委託料は244万4,000円、使用料及び賃借料は112万8,000円、公課費は252万4,000円であります。

次に、温水プールは、収入額が673万8,000円、支出額が1,576万6,000円であり、費目別といたしまして、需用費は1,185万3,000円、役務費は99万8,000円、委託料は238万7,000円、使用料及び賃借料は52万8,000円であります。

次に、屋内のゲートボール場でございますが、収入が4万5,000円、支出額が26万6,000円であり、費目別といたしまして、需用費は21万3,000円、委託料は3万3,000円、原材料費は2万円であります。その他の収入として、指定管理料5,288万円、支出では人件費として4,208万4,000円となります。

なお、令和6年度のあゆり温泉の利用者数は9万8,523名であり、令和5年度より2万2,894名の増加、プラス約23.2%であります。令和6年度の温水プールの利用者数は5万3,049名であり、令和5年度よりプラスで7,275名の増加、両施設の合計は15万1,572名であり、令和5年度より3万169名の増加ということになってございます。

特に、あゆり温泉につきましては、洗い場を畳敷きにしたことで、子供を連れた家族での利用が増えたことや、昨年の4月にバレルサウナ及び水風呂を設置したことにより、近年のサウナブームも相まって県内外からの新規の利用者が大幅に増加いたしました。この背景には、あゆり温泉の泉質のよさも含めた好意的なSNS等での口コミによる好影響があり、コロナ禍前に迫る利用者数となりました。

また、利用者数が大幅に増えたほかの要因として、近隣の類似施設と比較しても、あゆり温泉の料金が安いということが考えられますが、近年の物価高騰や光熱水費等の上昇を受け、今年度、料金の見直しについて検討をしております。仮に、あゆり温泉の料金を現在の料金体系のままで一律に100円値上げしたという場合には、値上げの影響により仮に10%の利用者の減少を見込んでも、年間では約310万円の収入増の試算となります。

また、温水プールにつきましても、仮に現在の料金体系のまま一律に100円値上げした場合には、値上げの影響により、定期券による利用者が仮に5%減、定期券以外での利用者は10%の減少を見込んでも、年間では約70万円の収入増の試算となります。

なお、現在、幾つかの値上げ幅を変更した場合や料金体系の見直しも含めた試算を行っておりまして、利用者の理解が得られるように検討を重ねてまいります。

本町では、これまで2度の消費税率の改定や物価高騰といった社会情勢の変化にあっても、利用料金を上げないで、指定管理料を増額することで県民サービスを維持してまいりました。……失礼、今、指定管理料を増額することで、町民サービスを県民と言ったようですね、失礼しました。町民サービスを維持してまいりましたが、財政負担の軽減と、将来にわたりよりよいサービスを継続して提供していくため、今後、近隣の類似施設の料金を勘案しつつ、料金の見直しについて指定管理者と協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉と温水プールを別々の指定管理者とすることについてのおたしであります。

健康センターの管理運営につきましては、平成18年度より指定管理者制度を導入し、現在、令和9年3月31日までを6期目の期間として運営しているところであります。健康センターは、老人福祉センター、あゆり温泉、あゆり温泉スタンド、屋内ゲートボール場及び温水プールの施設があり、その全てを一括して管理することとしておりますが、これまであゆり温泉と温水プールについて同一の指定管理者としてきた理由といたしましては、温泉からのお湯をあゆり温泉の内風呂……すみません、ちょっと眼鏡があれです。それでは、前ページの下から2行目から、これまであゆり温泉と温水プールについて同一の指定管理者とした理由といたしましては、源泉からのお湯をあゆり温泉の内風呂及び露天風呂、温水プールのジャグジー風呂へ給水するとともに、プールの水と熱交換するための給湯配管が1本の管路となっており、あゆり温泉側からの送水バルブの操作により、それぞれの施設への湯量を調整しているためであります。

源泉保全のため、くみ上げる湯量を調整しており、上流のあゆり温泉側で多く給湯をすると、下流の温水プール側への湯量が不足し、プールの水温を保つためには灯油を使用することとなりまして、温水プール側の経費が増えることになることから、あゆり温泉と温水プールでは当日の天気や気温、さらには1日の利用者数の水位を勘案し、連絡を密に取りながら、適宜湯量の調整やプールの水の温度管理を行う必要があります。

また、それぞれの施設で共通して使用をしている次亜塩素酸などの消耗品について、一括して業者から購入

することで、安く仕入れることができるというメリットもあります。さらには、それぞれの施設の特徴を生かしたイベントを同時開催することで、集客の相乗効果が生まれ、両施設の認知度の向上につながっているものと捉えております。

このような状況から、あゆり温泉と温水プールにつきましては、一体的な管理が効率的かつ必須であると考えていることから、これまで同様に同一の指定管理者による運営を継続する考えでおりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉の移転等についてのおただしであります。議員おただしのとおり、あゆり温泉につきましては、建設から既に35年が経過し老朽化が進んでいる状況であります。さらに、1月に行った基本設計により、概算工事額を2億3,220万……失礼しました、上から5行目ですね、であります。さらに、敷地内の擁壁改修工事については、令和6年1月に行った基本設計により、概算工事額を2億3,220万円と試算しております。今後のスケジュールとしては、令和8年度に実施設計を行い、令和9年度に改修工事に着手する予定としております。

あゆり温泉の移転につきましては、老朽化している健康センター各施設の利用状況等や必要性を検証し、擁壁改修工事の基本設計と併せ、民間の資金とノウハウを活用したいいわゆるPFI事業の導入について調査を行い、矢吹町健康センター運営審議会に意見を求めながら、よりよい運営の在り方について検討してまいります。

今後も町民の健康増進と、本町の観光資源の一翼を担える魅力ある施設となるように、引き続き施設利用者のニーズを把握するとともに、併せて今年度中には料金の見直しを行うなど、効率的な施設運営取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、自動車のアクセルとブレーキの踏み間違い防止機器などの取付け勧奨、設置助成についてのおただしであります。

公益財団法人交通事故総合分析センターの発表では、平成30年から令和2年の3年間に発生した事故のうち、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故件数は1万件に迫る勢いであり、その特徴として、65歳以上の高齢ドライバーによる事故が突出して多く、中でも75歳以上の高齢ドライバーによる事故が最も多いとされております。

こうした状況を背景に、国土交通省では令和2年1月に保安基準を改正し、新型車への衝突被害軽減ブレーキの搭載を義務づけたほか、自動車メーカーを中心に後づけのペダル踏み間違い急発進抑止装置の開発が進んだ結果、進行方向の障害物をセンサーやカメラ等で検知し、警告音等でのドライバーへの注意喚起や、エンジンやブレーキの自動制御などを行う装置が販売されております。

議員おただしの当該装置を導入した場合の補助であります。近隣自治体では、西郷村と泉崎村が補助制度を設けているものの、当該装置を後づけする方は少ないと伺っておりまして、またペダル踏み間違い急発進抑止装置は万能ではなく、気象条件や周辺の環境、障害物等によって作動しない場合もあるほか、高齢者の事故はペダルの踏み間違いだけではなく、周囲の状況を把握する能力の低下、とっさの際の事故を回避する反応速度が低下していることも要因であると考えております。

これまでも答弁してきておりますが、高齢者に限らず交通事故は非常に痛ましく、被害者やその家族だけでなく、加害者及びその家族も大変苦しむことになります。町といたしましては、近隣自治体における補助制度

の導入、活用状況や装置の効果等を鑑み、現時点では踏み間違い防止機器等の取付けの勧奨や設置助成を行うことは考えはありませんが、悲惨な交通事故を一件でも減らすため、高齢者の皆さんの重大事故を起こす前に運転免許を返納していただけるよう、地域の足としてA I活用型オンデマンドバスを運行し、高齢者が運転免許返納後も安全・安心に、そして様々な活動の足をしっかりと確保し、生き生きと生活を送っていただけるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、防犯カメラ設置による防犯対策についてのおたかしであります、防犯カメラは犯罪の未然防止や発生時の迅速な対応に有効であり、地域の安全と安心を確保する重要な手段として、多くの地方公共団体や個人、企業による防犯カメラの設置が増えていると承知しており、町といたしましても、防犯対策として有効、有用だと認識しております。

また近年、防犯カメラの性能は大きく向上し、高解像度化、A Iの導入、モバイル連携といった技術の進化により、犯罪抑止だけでなく、災害対応、交通監視、高齢者や子供の見守りなど幅広い用途で活用されていることから、防犯カメラ設置に関する補助金制度を導入する自治体も増加しており、福島県警察本部では、令和6年から犯罪抑止を目的に、自治会等による防犯カメラの設置に対する補助制度を始めております。

なお、令和5年3月議会定例会において三村議員へ答弁しておりますが、自治体における防犯カメラ設置費用の助成につきましては、自治会や商工会などの団体に補助する方法や個人に補助する方法などがあり、それらの補助率等についても様々であります。さらに、防犯カメラの運用に当たっては、プライバシーへの配慮が不可欠であることから、補助制度の導入には慎重な検討も必要であると考えておりまして、防犯カメラ設置の目的を明確にし、補助の対象者や補助対象となる経費、設置するカメラの性能など、効果的に犯罪を抑止するための基準を設けることも重要であると認識しております。

防犯カメラの設置につきましては、福島県警察本部の補助制度の周知を行うとともに、今後も白河警察署、弁護士、行政区長会など関係機関と協議しながら十分に検討し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税を安全対策や防犯対策に活用することについてのおたかしであります、まずふるさと納税の現状につきましては、富永議員への答弁と一部重複いたしますが、令和6年度においては、ふるさと納税返礼品の品目や品数を増やすことにより、寄附額を令和5年度比5,107万円増の約6,140万円とすることができ、そのうちの約半分を返礼品やその経費とし、残りの半分をふるさと思いやり基金として積み立て、計画的に活用しております。

ふるさと納税の使い道であります、寄附のお申込時に希望する施策を選んでいただいております、安全対策や防犯対策につきましては、安心して暮らせるまちづくりに関する事業を選んでいただくことで活用が可能となっております。今年度は、ふるさと思いやり基金から安全対策として災害対応推進事業に500万円、防災行政無線管理運営事業に500万円をそれぞれ一般財源に充当しまして、活用させていただいております。

今後も寄附者の意向を最大限尊重しながら、効果的な安全対策と防犯対策を十分に検討し、ふるさと納税を適切に活用してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行財政改革実行計画の策定状況についてのおたかしであります、行財政改革とは、限られた経営資源を最大限に活用し、効率的で効果的な行政運営を進めながら、財政の健全化と住民サービスの維持、向上を

図ることで、将来にわたり持続可能な行政運営を実現するための総合的かつ戦略的な施策であります。

東日本大震災をはじめ、東日本台風や福島県沖地震、さらには新型コロナウイルス感染症等、度重なる有事への対応で肥大化した本町の行財政について、コロナ禍を経た今、少子高齢化の進展や物価高騰、世界情勢の変化等、将来のリスクも見据えた新たな平時に対応できる適正な財政規模や組織体制へ転換する必要があるとの認識の下、質の高い行政サービスを持続的に提供できる自治体経営を基本理念に掲げまして、第7次矢吹町行財政改革大綱を令和6年度に策定いたしました。

現在、この大綱に基づき、具体的な取組内容や実施時期等を明示する矢吹町行財政改革実行計画の策定作業を進めておりまして、本定例会後の議会全員協議会において案をお示しする予定であります。

財政指標は、着実に改善しておりますが、人口減少、少子高齢化の進展や今後の財源確保等、収支のバランスに関する課題も見込まれており、実行計画はこれらの課題への対応策を体系的に示すものとなります。そのため、実行計画では大綱で定めた3つの重点事項と10の推進項目ごとに実施項目を設定し、それぞれの実施項目に評価指標を設け、毎年度、実施状況を点検評価、検証してまいります。

町といたしましては、行財政改革の成果を単なる経費削減にとどめず、むしろ教育や福祉、地域活性化等、将来を見据えた多様な分野への投資、つまり未来への投資を行うことで、持続可能なよりよいまちづくりにつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、令和7年度予算についてのおただしであります。今年度の一般会計予算は79億5,841万円で、令和6年度と比較すると約3億8,000万円の減額となったところであります。

今年度の当初予算編成の内容につきましては、令和7年3月議会定例会での一般質問の答弁内容と重複いたしますが、本町では、これまで東日本大震災に係る復興財源や新型コロナウイルス感染症対策の交付金など有事に対応するため、国や福島県の有利な財源を活用して様々な事業を実施してきたところであります。

地方公共団体の経常的な一般財源の規模を表す標準財政規模は、本町の場合、約50億円となっておりますが、東日本大震災以降は、複数年度において歳出額が100億円を超えるなど財政規模が大きく膨らんでいたところであります。災害等の対策が一巡し終わりを迎えたことで、国からの交付金等が年々縮小傾向にありますので、標準財政規模に見合った平時の財政規模を考慮していかなければなりません。

また、近年では、労務単価の上昇や物価高騰の影響により、町の歳出が年々増加している一方で、歳入の根幹である地方税や国から交付される地方交付税は、景気の回復基調に伴い若干の増加傾向にあるものの、社会経済情勢に伴う歳出の増加にはなかなか追いついていないという状況が続いております。さらには、少子高齢化の進展による社会保障関係費の増加や、教育施設、公共施設等の老朽化対策など新たな課題も顕在化しており、本町の財政状況を取り巻く環境は新たな平時の局面を迎えたものの、それらの課題を優先順位をつけながら対応していく時期を迎えたというふうと考えているところであります。

このように、今年度予算の特に従来型予算の減額につきましては、いわゆる財政難によるものではなく、社会経済情勢の変化に伴う財政状況への対応が大きな要因であります。さきの3月議会定例会において、三村議員をはじめ多くの議員の方々から今年度予算に関する様々なご質問をいただきまして、一件一件丁寧に答弁させていただきましたが、それだけで町民の皆様から十分な理解が得られるものではないと認識しているところであります。

今後、関係する町民の皆様に対して、あらゆる機会を捉えて、町の財政状況や未来への投資も含めて、行財政改革等の取組についてしっかりと説明してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 議長の皆さん、おはようございます。

傍聴においでの方の皆さん、ありがとうございます。

8番、三村議員の質問にお答えいたします。

令和7年度公民館事業の減額内容等についてのおただしであります。公民館は地域の学習や家庭教育支援の拠点として、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため、奉仕活動や体験活動を推進しており、本町では青少年地域活動や町民講座の開設、高齢者の生きがいをづくり、あゆり祭、三鷹市との交流など様々な事業を実施しております。

公民館に係る事業において、直近3か年の予算と比較いたしますと、三神公民館長寿命化改修工事や単年イベントに係る予算を除いた金額では、令和5年度は967万7,000円、令和6年度は843万3,000円、令和7年度は513万円となっており、前々年度、前年度と比較して454万7,000円、330万3,000円の減額となっております。

今年度の予算編成につきましては、全庁的な行財政改革方針の下、予算を計上するため、それぞれの事業における需用費や旅費といった通常経費のほか、バスの借り上げ料やイベントの実施回数を見直すなど必要経費の精査を行ったところであります。

例えば、公民館事業の一つである高齢者生きがいをづくり事業の今年度予算は125万2,000円となっており、対前年度比で210万8,000円の減額となっております。当該事業は、長年にわたり実施しておりますことぶき大学に関する事業であります。ことぶき大学では各分科部間の横断的な取組などにより参加者の自主的な活動が進んでいることから、講師による分科部の開催回数などについて、他事業と同様に精査を図ったことが予算削減の主な原因であります。このことについては、本年5月のことぶき大学役員との協議において、各分科部のメンバーによる自主活動を広げることにより、各分科部の活動を一層活性化させていく方向性を理解していただいたところであり、今後の活動における自主性の高まりや意識の高揚につながるものと、その効果を期待しております。

今後も、行財政改革の観点から各種事業の実施内容の検証を行い、利用者、受講者にとって魅力ある事業を展開するとともに、限られた財源の中で住民の教養の向上と健康の増進が図られるよう、事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、最初に質問いたしました健康センターについて質問をいたしたいと思います。

健康センター、非常に利用客が増えてきておりまして、利用者の中からも非常に評判がよろしゅうございます。安いとか、きれいになったとかということで、先ほどのご答弁の内容と一致しております。そういった中で、今年度見直しをされるというような計画があるというようなご答弁いただきましたが、そのことについての内容をお尋ねしたいと思います。

今回の利用料金の見直しをするとすれば、平成18年に今の指定管理者制度にして料金をつくったわけですが、それからの見直しというのは、20年間の間に何回ほど見直しされたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

あゆり温泉等の値上げについては、平成20年4月から改正されておられません。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 見直しされていないということであれば、そろそろ見直しをしてもいい時期なのかなというふうに私も感じております。

そういった中で、見直しするとすれば、どういうふうに見直したらいいのかというような内容のことで、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、現行の利用料金体系はどのぐらいの体系になっているのか、ランクづけというか、幾つに分類されて利用料金が策定されるのかについてお尋ねをして、今後、なるべく簡素化された料金体系にされたほうがいいのかという点で、どのような料金体系になっているかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

現在の料金体系でございますが、5種類に区分されてございます。

今後は、分かりやすい料金体系を目指して検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 今年度の予算の、それぞれのあゆり温泉、プール等についての予算の細分はお示しいただいたんですが、この中で指定管理料5,288万円、人件費が4,208万4,000円というような報告になりましたが、これのプールと温泉の管理料の算定はどのようにになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

あゆり温泉と温水プールの指定管理の人件費の内訳でございますが、あゆり温泉が2,311万1,564円、温水プールにつきましては1,897万2,361円というような内訳になっております。

○議長（藤井源喜議長） 暫時休議します。

このままで休議します。

（午前 時 分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前 時 分）

○議長（藤井源喜議長） ただいまの三村議員のご質問の指定管理料、5,288万円の内訳につきましては、計算をして後ほど三村議員にお伝えをしたいというふうに思います。それで了解をいただけますか。

○8番（三村正一議員） はい、了解しました。

○議長（藤井源喜議長） では、再質問のほうの……

〔「三村議員だけでなく全議員に」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） では、回答につきましては、答弁につきましては全議員にお知らせするというふうにします。

次の質問に移ってください。

再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） なぜ、指定管理料を尋ねたかといいますと、あゆり温泉とプールと分けた場合、今度、料金改定する際にどこに損益分岐点があるのか、トータルでちょうどイコールになるところがどの辺なのか、それと、そうすると温泉で町の持ち出しが、例えば指定管理料で今の管理料より値上げによって幾ら安くなるのか、プールによって値上げによって幾ら削減されるのかというのを出すためには、指定管理料を分けることが必要だというような意味の中で質問をさせていただいたわけでございますが、後ほどの回答をお待ちしております。

それで、健康センターの関係で、利用料改定なさる際に、やはり近隣のこういった地方自治体でやっている温泉施設の料金と横並びにする必要があるのではないのかなど。特に、矢吹町と西白河郡内の市町村では協定を結んでいて、同じような料金で利用をできるというようになっておりますので、そういった際には、やはり私ども、例えば隣の町村に行けば500円を払って入浴しなきゃならないというふうなところありますし、ほかでは400円というところもありますが、そういったところをよく勘案して料金の見直しを図るべきだと思いますが、その点をお伺いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

近隣市町村の温泉の施設の入館というところで調査してございます。もちろん参考にさせていただきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 見直しされる際、それぞれの町村で村民独自の対策というか、特別な方法で、村民福祉のためにいろいろ行っているというふうに聞いております。何歳以上は無料にするとか、あとはその月に割引券を何枚ずつ全戸に配布するとかというような、そういった取扱いを行っているところもございまして、矢吹町でも、今現在は70歳以上の高齢者は400円のところを高齢者割引で200円にしているというようなところがございますが、これは200円を割引しているのは割引にはなっているんですが、矢吹町民だけでなく町外の一部の方皆さんが割引になっているというような協定を結んでおりますが、そのほか、言いたいのは、矢吹町民だけに、そういったインセンティブを今までどおり改定の際にできるような手法を考えるべきと私は考えておりますが、その辺についてはどのように考えているのかお尋ねいたします。ここで、その辺を検討していただきたいと思います。

あと、あゆり温泉でもう1点だけお尋ねしたいと思うんですが……

○議長（藤井源喜議長） 三村議員、今のは、質問……

○8番（三村正一議員） いや……

○議長（藤井源喜議長） 要望ですか。

○8番（三村正一議員） 要望は……

○議長（藤井源喜議長） 要望は駄目ですね。

○8番（三村正一議員） はい、前置きです。答弁しても、そのようにやりますと答弁できるような答えを求めているので、そういうことです。

まあそういうことで……

○議長（藤井源喜議長） じゃ、再質問続けてもらって、質問の部分を発言ください。

○8番（三村正一議員） はい。

矢吹町民の高齢者の割引、現行と同程度の割引をお願いしたいと思っておるところでございしますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

料金については、現在も町民の方、町外ということで区別を行っているところでございます。

今後もそうした料金の継続とか、そういったものも指定管理と連携しながら協議してまいりたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一議員） 同じく健康センターなんです、指定管理者は別々にするということで質問したところ、別々にはしないよというような答弁でございました。答弁の理由については、いろいろありますけれども、効率的に一体的な管理が必須であるということから、今までどおり温泉とプールは一体で管理するというようなことになっております。

前の質問でもありましたように、温泉は割かし2,200万の収入があつて支出が2,300万ということで、それに指定管理料が加わるわけですが、ある程度縮まるのかなと思いますけれども、プールのほうは収入が670万で支出が1,500万ということで、900万ほどそこにマイナスが出ておるというようなことで、この辺、なかなか埋め合わせが大変なのかなというふうには思っております。

そういった意味で、単体で独自採算でやっていくような形を考えた場合には分けたほうがいい。というのは、もう一つは例えば指定管理者、両方とも同じ人がなさっても結構なんです、もし別々になるとすれば、温泉だけの指定管理者ということであれば、いろいろな温泉の活用した民間のPFIが出てくると思います。それとプールについては、例えばプールだけとなれば、マイティさんとか櫻泳さんとかというスイミングスクール関係の業者さんとかが入ってきてくれる可能性もあるということで、両方をドッキングすることによって、なかなか手出しできないような事業体になっているというようなことが考えられます。

別々に分けたほうが、施設の活性化と専門家が図られて町の活性化につながるんじゃないのかなというふうに思いますので、その辺のこと、効率的であるというふうなことのご答弁でしたが、効果的な面から考えますと、できない理由はお伺いしましたけれども、効率的ばかりでなくて、より効果的にできる方法を検討いただけないかお尋ねをいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 8 番、三村議員の再質問にお答えいたします。

現時点におきましては、答弁書にもあるとおり、一体的な管理、それと効率的かつ必須であるというふうに、あゆみ温泉と温水プールの一体化については考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8 番。

○8 番（三村正一議員） 今のご答弁なんです、以前、私、同じような質問をしたときに、福祉的施設と教育的施設を一緒というのについては、今後検討するというようなご答弁されているような記憶があったんですが、その辺については検討なさった結果の報告なんですか。

○議長（藤井源喜議長） 三村議員、今の質問の中の福祉施設、教育施設、一緒だということを検討するという一般質問の過去のものについて、現在、そういうものがあつたかどうかを確認ができないので、違った質問にしてください。

○8番（三村正一議員） 分かりました。

それでは、健康センターについて質問させていただきます。

擁壁工事の関係で2億3,200万かかりますよというようなご答弁いただいたんですが、今後、民間資金とのノウハウを活用したPFI事業の導入について調査を行い、矢吹町健康センター運営審議会に意見を求めながら検討してまいりますとなっておりますが、これは、私は8年度からの実施設計の前に、検討、決定すべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

擁壁工事につきましては、答弁書のとおり、令和6年1月に行った基本設計により概算工事を2億3,200万と試算しております。今後のスケジュールとしては、令和8年度に実施設計を行い、9年度に改修工事を着手するという予定でございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

○8番（三村正一議員） 答弁になっているんですか、今のは。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

山野辺保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳課長登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

現時点において、今後のスケジュールについては、全協でお話ししたとおり、令和8年度に実施設計を行い、9年度の改修工事に着手する予定でおりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） そうすると、この答弁書に書かれたいわゆるPFI事業の導入について調査を行い、健康センター運営審議会の意見を求めながら、よりよい運営の在り方について検討をしますということはないということなんですね。この答弁は間違いですかと言いたんですが。

〔「同じ答弁をいただいたのだから、それについて質問するのは間違っている」と呼ぶ者あり〕

○8番（三村正一議員） じゃ、了解しました。

〔「基本的には違う質問をしてください」と呼ぶ者あり〕

○8番（三村正一議員） はい。

〔「町長の答弁書出ているんだからね」と呼ぶ者あり〕

○8番（三村正一議員） はい。

じゃ、議長。

○議長（藤井源喜議長） 8番。

○8番（三村正一議員） 質問を変えます。よろしいですか。質問を変えて。

それでは、行財政改革の実行計画の策定状況について質問したところ、今後の本定例会後に案をお示しするということでございますので、その点については私としても了解をいたしました。

そういった中で質問した内容で、2番目で、非常時から新たな平時の事業予算であるが、7年度予算の削減は町民の皆様から町の財政は健全なのになぜ削減なのか、財政難なのか理解ができないというような声についてのお答えを求めたところ、答弁の内容を、私、読みますと、社会経済情勢の変化に伴う財政状況への対応が主な要因というようなご答弁でございましたが、もうちょっと具体的にご説明いただけないでしょうか。これだけ言って、町民の方はなぜこうなったのかというのを理解できないと思うんですが、いかがでしょうか。もっと具体的をお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

町長答弁でも申し上げましたが、より具体的にということではございますが、近年、労務単価の上昇、物価高騰というところで、町の歳出が年々増加しているというところはご理解いただいているかと思います。単純に財政難、例えば町の歳出が、町の事業をたくさんやったことで、歳入とバランスを崩した状態で歳出を、事業をたくさんやっているような状況での財政難であったり、人口が急に減って税収が大きく落ちて財政難になっているということではなく、社会経済情勢の変化が激しいため、国からの交付金等もそれに国のほうでは追いつくように措置はしているものの、まだまだ現状に追いつかないというようなことで、これまでのような100億円規模の財政規模、町の財政状況、歳入歳出100億円程度でこれまでの有事の間はやってまいりましたが、平時、震災以前ですと標準財政規模は50億ですから、70億程度で、これをやってきていた経過があります。

そういった平時の状況に歳入歳出の規模を戻していかないと、なかなかこれまでの有事の段階のような事業の展開をしていくと、なかなか歳入が追いつかない、社会経済情勢の変化に歳入が追いついていないというところが、まず大きな要因であるというところでございます。

町民の方に、三村議員さんからお伝えいただく部分といたしましては、そのようなことで、町の財政が悪化しているということではなくて、今、矢吹町だけではないです、周辺自治体も全国的にも同じような状況であります。自主財源が裕福な自治体は別としてですけれども、そういったところで、国の交付金であったり、町の税収であったりというところで、歳入の根幹であるそういったところもしっかりと回復基調にあるものの、なかなか歳出の伸びに追いついていないので、財政規模を平時に戻していかなければならない、そういった答弁であるということでご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 非常時から新たな平時ということで、予算が執行されているという報告でございました。

地方自治体一番の存在意義は、そこに住む人々の生活を支えること、住民サービスだと思います。そういつ

た中で、今回、社会教育予算、かなり削減されました。住民サービスの削減という点からいうと、何か今日、朝のテレビドラマの「あんぱん」を見ていますと、戦争の状況、軍隊のところ出ていましたけれども、戦時中みたいにだんだん切り詰められていくというような、そういった内容の予算削減なのかなというふうに思います。

というのも、社会教育予算の中で、公民館の事業費関係で、今まで講師謝礼7,000円で月2回お願いしたところを、月1回1万4,000円だったのを月1回の7,000円で授業をやれというような、そういった計画が来たというふうなことで、それまで月2回、いろんなことぶき大学で授業を各分科会でやっていたんですが、それが削減されて月1回になったというような状況、これまるっきり新たな平時じゃなくて、新たな非常時になったんじゃないのかなと、この公民館事業については思うような感じがしているわけなんですけど、そういったことで、今後この新たな平時、震災前に戻っても、そういった公民館事業の予算というのは、昨年と同じような予算規模であったんではないのかなというふうには思うんですが、そういったことで今後、それが震災前に戻ることが、新たな平時の中で震災前の住民サービスに戻るのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

新たな平時というところで、震災前は平時だったとして、なぜ新たな平時という表現をしているかといいますと、繰り返しになりますが、物価上昇であったり労務単価の上昇というところで、社会経済情勢が震災前よりも大きく変わっている状況であります。そのような中で、行政が事業を、行政だけじゃないですが、事業を展開していくとしますと、例えば震災前に1億円でやっていた事業が、今の社会経済情勢ですと1億2,000万、1億3,000万かかる、そのような変化が出ているという現状であります。

ですので、震災前と同じものができるのかというご質問だったと思いますが、そこはなかなか同じような量であったりというところはできなくなってくると思います。ですが、住民サービスの質を落とさないように、その辺は工夫をしてやっていく必要がある、そこはやっていかなければならないであろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） 子育て支援も大変重要なことですが、年寄りに冷たいんじゃないかと昨日の傍聴者からも話が出たんですね。そして、調べてみましたところ、敬老会の予算関係でも約700万ぐらいなのかな、矢吹の予算が。そういった中で、泉崎だと75歳以上の方に1人5,000円で600万の予算でやっているんですね。

そういった点からいうと、やはり近隣の市町村のそういった対応の具合も検討しながらやる必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 敬老会と年寄りに冷たいということで、敬老会等を近隣の状況も見ながら検討をする

のはどうですかということですね。

○8番（三村正一議員） はい。

○議長（藤井源喜議長） 三村議員、一般質問に敬老会の項目がありませんでした。

○8番（三村正一議員） そうですか。分かりました。

○議長（藤井源喜議長） 残りは20秒です。

再質問はありますか。

8番。

○8番（三村正一議員） いろいろお尋ねして、ご答弁ありがとうございました。大変参考になりました。

これからも、町の事業を頑張っていただくようにご声援申し上げて、質問を終わります。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、8番、三村正一議員の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時35分です。

（午前11時23分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前11時35分）

◇ 青 山 英 樹 議 員

○議長（藤井源喜議長） 通告6番、10番、青山英樹議員の一般質問を許します。

10番。

〔10番 青山英樹議員登壇〕

○10番（青山英樹議員） 傍聴にお越しの方に関しましては、いつもいつもありがとうございます。心より敬意を表しまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目、3項目となっております。今回は、提言的な要素を含めて質問をさせていただきたいと思います。

まず、大きな題目としてA I型オンデマンドバス「のるーと矢吹」の運行についてお尋ねをいたします。

質問の目的としましては、A I型オンデマンドバス「のるーと矢吹」の運行状況、利用状況について、また令和7年度の運行計画と予算について確認する目的で質問をさせていただきます。

コミュニティバスによる実証運行から始まり、A I型オンデマンドバスの運行へとかじを切りましたが、この事業は自家用車等の移動手段を持たない住民の移動手段確保を目的として、A I型オンデマンドバス導入に至った経緯がございます。A I型オンデマンドバスの運行となり、ドア・ツー・ドアでの運行であることから、かなり利用者にとっては使い勝手がよく需要が高まるのではないかと期待が持たれております。

運行以来5か月が過ぎようとしており、運行日数では100日を超えました。そこで、この間のA I型オンデマンドバスの運行状況等を確認するべくお尋ねいたします。また、コミュニティバスにおける事業概要に基づく運行以降、令和7年度においてはどのような事業概要を基に運行事業を計画し、どのような事業予算を組み

上げているのか等も確認いたしたく伺います。

事項として3点ございます。

①A I 型オンデマンドバス「のるーと矢吹」の運行日ごとの利用者数の動向、利用者の乗車場所と降車場所の個々の利用状況とそれぞれの年齢、障害者の利用状況などについてお示しいただき、データの傾向が見受けられればお聞かせ願います。

②、2点目です。令和7年度のA I 型オンデマンドバス「のるーと矢吹」運行事業は、矢吹町広域モビリティプラットフォームという共創モデル事業補助金対象の共創プラットフォームの位置づけで運行計画されていますが、当初の事業概要からはかなり運行が拡張されていると感じられます。どのような理由から、また従前とはどのように事業の目的や事業概要等が変わってきているのかお尋ねいたします。

3点目、5月上旬が共創プラットフォームでの補助金に関する採択結果の目安とされていましたが、この補助金は複数年度交付されるのかどうか。また、採択の結果はどうであったのか。共創プラットフォームに関する活動目的、交通分野以外の活動、共創プラットフォームが実施する実証事業の目的や実証事業の概要などについてお伺いいたします。

次に、大項目2点目となりますが、矢吹町公共施設等総合管理計画についてお尋ねいたします。

公共施設等の老朽化が進み、大規模改修や修繕、建て替えなどの対応が余儀なくされる状況が生じ始めております。少子高齢化、人口減少、高齢化社会に伴う社会保障費の増加や、生産年齢人口の減少により税収の減収も相まって、老朽化への対応の財源確保が困難になってきております。

矢吹町公共施設等総合管理計画は、平成28年3月に策定されてから、2度の改定を行いました。財政上の課題からも、公共施設の集約、複合、機能統合、あるいは除去が行われるのか確認する目的で質問をいたします。

今、申し上げましたとおり、公共施設等の老朽化への対応や公共施設の維持管理業務の負担は大きな課題となっております。矢吹町公共施設等総合管理計画は、平成31年3月と令和4年4月に改定されました。全体方針として、公共施設等の量、質の見直しを図り、ライフサイクルコスト、施設総量の縮減に取り組む戦略的な施設経営を推進し、町民ニーズに対応した施設サービスの持続的な提供を行うとして、長寿命化、複合化や機能集約、効率的な運営、ライフサイクルコストの縮減、新たな事業手法等を目標に掲げられております。

しかし、長寿命化はところどころに見られるところがございますが、その他の目標は顕著に十分に実行されているとは思われません。財政上も、公共施設等の対応の仕方によっては、少なからず余裕が出てくるものがあります。国としても、公共施設等適正管理推進事業についての施策もあり、公共施設の集約化、複合化の推進を掲げております。

このような状況下での公共施設等の老朽化と集約、複合、機能統合、除去事業などへの対応についてお伺いいたします。

2点ほど、事項でもって質問をいたします。

まず1点目、公共施設等適正管理推進事業債といった地方財政措置があるのではないかと考えますが、その有無と活用についてお尋ねいたします。

2点目、いまだ具体的な行財政改革大綱の実行計画における財政シミュレーション等が示されませんが、当然ながら公共施設等の更新などの計画も含めた財政計画が必要と思われるのかお尋

ねいたします。

大項目、最後、3点目について質問いたします。

内容としましては、こども誰でも通園制度についてお尋ねいたします。

質問の目的としましては、来年度4月から始まるこども誰でも通園制度は、国主導で策定されるものの、実施主体は市町村となります。この制度がどういうものであるのか、また当町ではこの制度にどのような視点で臨むのかを確認する目的で質問いたします。

こども誰でも通園制度とは、保護者の就労の有無や利用目的を問わず、生後6か月から3歳未満の子供が保育施設に通える制度であります。2023年6月にこども未来戦略方針で打ち出され、2025年4月に制度化し、2026年4月から始まります。現行においては、一時預かり保育事業がありますが、新たなこの制度はどのようなものであり、保育士が人員配置基準で限られる中であって、どのように運用されるのか不安があります。

また、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業が行われており、令和6年8月末日現在で全国118自治体、福島県では福島市、郡山市、白河市、南相馬市、伊達市、南会津町の6市町が行っております。これらモデル事業を実施した地域の保育者や、利用した保護者の評価も気になるところであります。

子供が家庭以外の場において、家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されます。本格的な導入に向けて、課題等を検証すべく質問いたします。

事項としては3点ございます。

1点目、そもそもこども誰でも通園制度とはどのようなものなのか、対象者や一時預かり保育事業との違いや制度の内容等をお尋ねします。

2点目は、町は今年度中に基準等を決め、条例を策定し、事業者の認可などの実施体制を整え、利用希望者を募り認定する等の業務を行わなければならないと考えます。職員にとっては、新たな業務が増えることから負担増につながってまいります。これらを考慮したこの制度への対応等は万全か、お聞かせ願います。

3点目、保育というものは、毎日同じ子供が同じ場所、同じクラス、同じ先生の下に来るのが前提であり、特定の子供の毎日の生活の中でその成長とか変化に気づいていく、そこを支えていくのが保育という活動であると大阪教育大学、小崎恭弘教授が話しています。また、保育従事者等の人員配置やモデル事業を実施した地域の保育者による中間評価等はどのようなものであるのか、懸念される課題と対応について伺います。

以上、ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、10番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、A I 活用型オンデマンドバス「のるーと矢吹」の利用状況とその傾向についてのおただしであります。運行開始からの運行日ごとの利用者の動向といたしましては、週始めや週末に利用者数が多く、時間帯別利用者数は午前中が多い傾向となっております。また、利用者の乗車場所及び降車場所は、メガステージ矢吹などの商業施設が約50%、矢吹町役場などの公共施設が約18%、矢吹駅が約11%、会田病院などの病院関係が約10%、個人宅などその他が約11%となっており、食料品や日用品購入を目的に、日常の移動手段として大

きく活用されているものであると認識しております。

次に、利用者の年齢層につきましては、10代から90代までの幅広い年齢層の方にご利用いただいております。その中で障害者の方は5月末までの利用者の延べ人数1,133名のうち255名となっております。加えて、最近の利用状況といたしましては、徐々に高齢者以外の利用も増えてきており、65歳未満の利用者数は全体の約41%となっております。

先ほども述べたとおり、「のるーと矢吹」が日常の移動手段として年齢に関係なく活用されており、多くの町民の皆様の期待に応えられつつあると実感しております。今後も、町民の皆様のニーズの把握に努め、さらに地域住民の移動の利便性を向上させるとともに、地域の活性化に寄与できる公共交通を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町広域モビリティプラットフォームについてのおたかしであります。

A I 活用型オンデマンドバス「のるーと矢吹」は、免許証を持たない高齢者をはじめとした町民の方々の公共施設や商業施設などへのアクセス向上を図り、高齢者の自立支援や町民の利便性の向上を目指し運行を開始いたしました。また、本事業は高齢者の日常的な移動手段を確保することで、地域での活動や交流を下支えし、身体的、精神的、社会的な脆弱性であるフレイル化を防ぎ、健康寿命を延伸するための重要な施策であります。

今年度の運行計画の策定に当たっては、矢吹町地域公共交通計画に掲げております来訪者をターゲットとした利用促進、近隣市町村の公共交通、医療施設等への移動需要の対応のため、玉川村の医療機関への移動手段の確保や、交通結節点である水郡線の泉郷駅と川辺沖駅との接続の強化による運行箇所の拡張を計画しております。

あわせて、福島空港や矢吹泉崎バスストップ、これらは首都圏等への高速バスの停留所でありますね。特に、若い層への重要な交通手段、非常に安くかつ身近なものということで使われておりますが、これらの新たな停留所を設置し、インバウンドによる観光交流人口の増加を図り、町の活性化に寄与するための運行も計画したところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、共創モデル実証運行事業についてのおたかしですが、国土交通省が実施する共創モデル実証運行事業につきましては、地域の人口減少や高齢化の進展に伴い移動手段の確保が重要な課題となる中で、複数の主体が連携・協働し、地域交通の再構築を推進する、これを目的とするものであります。

本町では、当該補助金を活用するため矢吹町広域モビリティ共創プラットフォームを構築し、現在、町内全域を運行しているA I 活用型オンデマンドバスの運行範囲を隣接する玉川村及び泉崎村に拡大し、町外に所在する福島空港や鉄道駅、医療機関などの主要施設と町内を結ぶ公益的な運行を計画しております。町民の皆様は町外への移動を支援するほか、観光客や訪日客などの交流人口の増加も図ってまいりたいと考えており、これらは福島民報等でもさきに報道されたところであります。

具体的な内容といたしましては、玉川村に所在する福島空港、水郡線の泉郷駅、川辺沖駅、あつうみ内科医院、味原医院、泉崎村に所在する矢吹泉崎バスストップへの停留所の設置、町観光案内所への予約端末の整備、キャッシュレス決済の導入といった取組を実施するものであります。また、この共創プラットフォームは、実施主体として矢吹町、運行主体として有限会社矢吹タクシーが参画しているほか、A I 活用型オンデマンドバスのシステム事業者でありますネクスト・モビリティ株式会社、交通結節点である福島空港を管理する福島県

観光交流局空港交流課及び福島県福島空港事務所、そして観光地関連施設であるやぶき観光案内所によって構成することとしておりまして、これら多様な主体が連携・協働し、本町を中心に移動環境の改善を一体的に推進してまいります。

次に、採択の状況につきましては、令和7年4月に当該事業への応募申請を行い、5月中旬に採択の通知を受けたところであります。なお、本事業は単年度事業であるため、複数年度にわたる交付はありませんので、各年度において改めて申請が必要となります。加えて、共創プラットフォームの活動につきましては、交通分野に特化した連携・協働の取組を目的としていることから、交通分野以外での活動は行いません。

町といたしましては、本事業の実施を通じて町民の皆様の移動手段、言わば足の確保と利便性の一層の向上を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公共施設等適正管理推進事業債についてのおたけであります。

当該事業債につきましては、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となり、平成26年4月に総務省より、全ての地方公共団体に対して公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定に取り組むよう要請がなされたことを受け、計画に基づく公共施設の適正管理を推進するための財源の確保の手段として、平成29年度に創設された地方債であります。

この地方債の対象となるものとして、公共施設の集約化、複合化や長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化、そして除却といった事業が上げられ、そのうちの一部の事業につきましては、元本及び利息として償還した額に応じて地方交付税が措置されることから、非常に有利な地方債となっております。そのため、本町ではこれまでも当該地方債を活用し、長寿命化を目的とした町道や公共施設の改修工事、ユニバーサルデザイン化を目的とした役場庁舎や幼稚園のトイレ改修工事等を実施しております。

また、当該地方債以外の地方交付税措置がある公共事業等債も積極的に活用し、令和2年には、公民館、図書館、観光交流、子育て支援の4つの機能を集約した複合施設KOKOTTOを建設するなど、その時々に応じて、本町にとって最も有利な地方債を選択し、公共施設の維持管理費の縮減や整備費の平準化に取り組んできたところであります。

また、公共施設の除却事業につきましては、これまで地方交付税措置の対象外とされてきましたが、今年度から公共施設の集約化、複合化等に伴い施設を除却した場合に限って新たに地方交付税措置の対象とされたということから、本町において公共施設の集約化や複合化を検討、実施する上で、財政負担の軽減や平準化に大いに役立つものであると認識しております。

公共施設の集約化や複合化に当たっては、施設の利用状況や町民ニーズ、耐用年数等を踏まえ慎重な判断が必要であることから、今後は町民の皆様の意見を集約しながら、本町の公共施設の適正規模や配置について検討するとともに、公共施設の老朽化対策や維持管理、更新等に係る経費について十分に精査してまいりたいと考えております。その上で、公共施設の集約化や複合化、除却を行う場合には、交付税措置がある地方債等の財源を有効に活用し、公共施設の維持管理に係る財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、公共施設等の更新などの計画も含めた財政計画についてのおたけでございます。

令和4年に改定した矢吹町公共施設等総合管理計画では、本町の公共施設等は昭和41年から平成7年頃まで

に建設されたものが多いことから、令和17年頃まで大規模な改修や更新の時期が長く続くことが見込まれております。また、既存公共施設の更新に係る費用につきましては、長寿命化等の対策を実施しない場合には年平均で約26億7,000万円という大変大きなコストが、そして長寿命化等の対策を実施しない場合でも年平均で約12億6,000万円の費用が必要になると試算しております。

失礼しました。年平均で約26億7,000万円、長寿命化対策等の対策を実施した場合でもということ、これは長寿命化を実施した場合としない場合ですので、ちょっと私、言い間違いをしたみたいで、26億7,000万、これが長寿命化対策を実施しない場合ですね、そして、した場合でも年平均で約12億6,000万円の費用が必要になるという大変大きな違いがございます。

このように、今後、本町では公共施設の維持管理に多額の費用が必要となる見通しとなっていることから、青山議員おただしのとおり、公共施設の更新等の計画を反映させた再生計画の策定が必要不可欠であると考えております。現在、令和6年度までの決算見込額及び今年度予算額をベースに、矢吹町公共施設等総合管理計画で試算されている公共施設の更新費用等を用いて、本町の財政指標の推移についてシミュレーションした財政計画の策定を行っているところでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

大杉教育長。

〔教育長 大杉和規教育長登壇〕

○教育長（大杉和規教育長） 10番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、こども誰でも通園制度とはどのようなものか、また対象や一時預かり保育事業との違いについてのおただしであります。本制度は令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき新たに創設されたものであり、生後6か月から3歳未満の全ての子供を対象に、保護者の就労要件を問わず、月10時間の枠の中で時間単位で利用できる新たな通園制度であります。この制度は、保育園や認定こども園等の基準を満たした施設で実施されるもので、令和8年4月からの本格実施に向け、現在、利用料や給付費等の基準を定めるための試行的な事業が国により進められております。

制度の目的として、子供が家庭以外の環境で人と関わる経験を通じて健やかに成長することと、保護者の育児不安や孤立感の軽減が期待されており、全ての子供が安心して育つ社会の実現に資する重要な施策と認識しております。

人員配置につきましては、試行事業において、ゼロ歳児は3名につき保育従事者1名以上、1歳から2歳児は6名につき保育従事者1名以上とされており、今後の検証を踏まえ、本格実施時に改めて基準が示される予定であります。

次に、一時預かり事業との違いについてであります。一時預かり事業は保護者の私的な理由や緊急時などにおいて一時的に利用するもので、保護者の負担軽減を主な目的としております。これに対し、こども誰でも通園制度は、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て家庭に対する継続的な支援を目的としており、1か月当たりの利用上限はありますが、定期的な通園が可能となる点が大きな違いであります。

なお、町内の認定こども園等においても一時預かり事業を行っていますが、保育士の勤務体制や園児の通園状況により、受入れができない場合もあると聞いております。

今後、本制度の令和8年4月からの本格実施に向け、保育施設等を利用していない世帯を対象としたニーズ調査を行う予定であります。また、年度内の条例及び実施基準の策定に向けて事務手続を進めるとともに、町内の保育施設等に対して実施団体としての参画を募る準備も進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、こども誰でも通園制度への町の対応についてのおたかしであります。本制度は国主導の下、制度設計が進められており、現在は本格実施を見据えた試行的事業が展開されておりますが、本制度の実施主体は市町村とされており、議員おたかしのとおり、事業者の認可や利用希望者の認定、さらには条例整備など多岐にわたる準備と対応が求められております。先ほどの答弁と重複いたしますが、本町におきましても令和8年4月からの本格実施に向け、本年度中に制度実施のための条例及び実施基準の策定を進めるとともに、町内の保育施設等に対して実施団体としての参画を募る準備も進めております。

今後は、制度開始に当たり、保護者からの利用申請の受付及び審査、保育施設との連携・調整、給付事務等の新たな業務が発生する見込みであることから、これらに適切に対応するため、関係業務の整理及び職員の人員体制について検討を行い、職員の業務が過度にならないよう運営体制の構築につとめてまいります。

また、本町といたしましては、本制度の趣旨を十分に踏まえ、子供や子育て世帯に関する各種施策との整合性を図りながら、実効性ある運用体制の確立を目指しております。今後も、モデル事業を先行して実施している他自治体の事例を参考としながら、円滑な制度導入に向け着実に準備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、こども誰でも通園制度の実施に伴う懸念事項と課題についてのおたかしであります。こども誰でも通園制度の実施に当たりましては、保育士の人員配置と保育室等の施設環境の確保が最も重要な課題であると認識しております。さらに、この制度は従来のように同じ子供が毎日継続して登園する保育形態と異なり、利用する子供や登園する頻度が日によって変動することが想定されるため、子供一人一人の発達や生活リズムを継続的に支える保育の在り方の成立が課題となっております。

国においては、令和8年4月の本格実施を見据え試行的事業を進めており、福島県内でも6つの市町がモデル事業として取り組んでおります。町では、そのうちの白河市及び南会津町に対し、実施状況や評価、課題についての聞き取りを行いました。南会津町は令和6年4月から、白河市は同年7月からそれぞれ1施設で事業を開始しており、白河市では一時預かり用の部屋を、南会津町では定員に余裕のあるクラスを活用して受け入れております。

令和7年3月までの利用実績といたしましては、南会津町では申請者5名のうち4名が合計で十数時間の利用、白河市では申請者9名のうち5名が合計で13回利用したとのことであります。利用者からは、体験入園のような感覚で利用できるのがよい、一時預かりと変わらないといった声がある一方で、施設側からは、利用する子供の数が少ないことから、現時点では保育士等の増員なく対応していますが、施設に支払われる給付費単価が低く収益性に課題があり、今後利用者が増えたとしても人員を増やす財源の確保が困難との懸念も出されております。

また、国によるモデル事業に関するアンケートでは、保護者から、「自分の時間が持てた」、「子供が新しいことに取り組む機会が増えた」との肯定的な声がある一方で、保育者からは、「保育する子供が増えることで対応時間、労力、業務量も増加した」、「月10時間の上限の中で、短時間で子供の特性や家庭状況を把握し、安全な保育を提供しなくてはならない緊張感がある」との声が上がっており、全国的な保育士不足の中で保育者の負担増が最大の懸念事項となっております。

本町におきましても、保育室等の施設や人員体制には限りがあるため、同様の課題が想定されます。そのため、制度実施に向け、まずは対象世帯に対して利用意向を確認するアンケートを実施する予定であり、その結果を踏まえて、必要な受入れ数の検証を行い、保育施設等との協議を重ねながら、施設環境や職員体制の整備等について慎重に検討を進めてまいります。

なお、国の制度設計においては、市町村の実情に応じた柔軟な運用が可能とされておりますので、本町においても地域の実情や保育の質の確保を重視しつつ、持続可能で無理のない制度運用を目指してまいります。

今後も、他自治体のモデル事業や中間評価等を参考にしながら、必要な検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、10番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ご答弁ありがとうございます。

まずは、A I 活用型オンデマンドバス「のるーと矢吹」についてお尋ねいたしますが、まず利用状況等についてお尋ねする中にあって、利用者数がどれくらいかというのが、1日当たりとか、そういったところがちょっと抜けて示されておられませんので、その点についてお尋ねをいたします。

1日当たりの利用者数はどれくらいでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

ただいまのところ、1日平均12.5人というふうに算出しております。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） のるーとは2台で運行されておまして、確認ですが、2台で1日平均12.5人の利用ということでよろしいでしょうか。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

2台で12.5人でございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 改めて確認ですが、利用者の乗車場所とか降車場所についてパーセントで答弁いただいたんですが、パーセントですと50%とかという数字というとなんか大きい数字、実際にはどれぐらいかというのが分からないんですが、ただいまご答弁いただいた12.5人、1日平均の利用者、それ掛けることの利用されている割合、商業施設が50%とか、公共施設が18%とかということで理解してよろしいでしょうかを確認します。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

割合で出しておりますので、50%、割合については12.5人に対しての利用箇所については、先ほどの町長答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 利用者についてお尋ねしたいのですが、利用者に関しては固定化されている傾向があるのかどうか、大体いつも使われる方というのは、同じ方が同じような場所を利用されているのかどうかという、そのようなデータでの分析というのがされて、結果として、そういう傾向があるのかどうか確認をしたいのでお答えください。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

感覚的といったらあれなんですけれども、一応、どの方が利用しているというのが明細出ていますので、それを見ますと、ほぼほぼ固定しているような、同じような方が同じような曜日であったりというところで、商業施設に行っているというのがうかがえます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 次に、AI活用型オンデマンドバス「のるーと矢吹」の運行に関しては、当初コミュニティバスというようなところで、免許証を持たない高齢者をはじめとしたというようなところで、免許を返納された方とか、そういった方々を初めは対象とするようなことから、いわゆる買物弱者、あるいは医療弱

者とか、そういった弱者の方々を対象としたような位置づけで始まったかと思うんですけども、それが共創プラットフォームの位置づけの下に運用されるようになったということですが、どのような理由から、このようなほうに方向が転換されたかの理由が、ちょっと説明がなかったものですから、その理由についてお尋ねをしたいと思います。お答え願います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

新たに計画が変わったように思えるということでしたが、もともと町でつくっております地域公共交通計画にて、まちづくりに必要なほか分野、公共交通その他の分野、例えばですけれども福祉、子育て関係、教育、観光関係、防災、環境といった町民の方の利便性の向上と、町の活性化に必要な事項について取り組んでいくというふうに計画の中で掲げてございまして、今年度は、そこで他市町村の医療機関であったり、公共交通の結節点に接続することで利便性をさらに上げていく、そのほか福島空港、あと矢吹泉崎バスストップまでのアクセスをさせまして、観光であったり、そういったところの町外の方を取り入れて、関係人口、交流人口を増やして町の活性化に寄与するということを目的に、今回、共創モデル事業を採択受けましたので、そちらを活用して事業に取り組んでいきたいということで計画してございます。

以上です。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 当初の免許証を持たない高齢者をはじめとした方々の交通手段というところから、極端に言えばインバウンドの外需等を踏まえたというふうなところで、その変わってきた理由については、ちょっと具体的によく分からなかったんですが、単純にコミュニティバスのときも1日の利用者が少なく、そういった理由から利用者をもっと増やしていったほうがいいだろうというような、その目的のためというのが主な理由として拡張していったというような印象を受けるんですけども、それも私は悪いことではないと思うんですが、そういったところでの考え方といいますか、拡張していった利用というのは、そういった点はなかったのかお尋ねをいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

人を、利用者を増やすということは、別にいろいろ工夫して取り組んでいきたいとは考えてございますが、目的としましては、あくまで町民の利便性向上、町の活性化のために、先ほど言いました公共交通の計画のために拡張するといいますか、取組を増やしていくということで考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 共創プラットフォームを実施していくという事業の目的とかがございましたけれども、その実証事業の概要等をちょっとお尋ねしたいんですが、費用面については、1日当たりどれくらいの運行費用となっているのか、1つには初期投資費用等を含めた場合と含めない場合での違いの数字をお示しいただければお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 質問内容のところを、もう一回お願いできますか。

○10番（青山英樹議員） 要するに、AⅠ型オンデマンドバスのるーとの1日当たりの運行に関する費用です。ですから、1日幾らぐらいの費用をかけてのるーとバスを運行しているかということについて、その数字をお示しくださいということです。当然、初期費用もありますので、その部分を除いた部分と入れた場合でもって、1日当たりどう違ってくるのかというところをお示しいただければありがたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 青山議員、一般質問の通告書の中で、その費用等の数値について出ていない内容になります。

今回答弁の中で基礎資料を持っていないと……

○10番（青山英樹議員） ③のところのところでもって、実証事業の概要などについて伺うというふうになんと申し述べておりまして、状況等についても伺うということは、もう申し上げております、一番最初のところで。ですから、しかも人数等についてということで、事前の通告の後の担当課からの聞き取りに関しまして、そういうお話はしていたかと思しますので、それがなかったから、今、質問だけです。

○議長（藤井源喜議長） 担当課のほうで、現在、そこの数値を持ち合わせていないので、すぐに、後ほど皆さんにお知らせをするということにしたいと思います。

それで、次の質問に移っていただいてよろしいですか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 後ほど出していただければありがたく思います。

次に、のるーとの運行を拡張していったというところにおきましては、公共交通としてはそれも一つの手法として考えられるものとして否定するものではありません。福島空港とか、あるいは近隣市町村とかということで、需要があればなおさらいいんですけれども、外に目を向ける、出稼ぎではなくて、内側にも目を向けて、例えば飲食店等の活性化等に1つ役立てる方法とか、または午前と午後に分けられてとか、時間帯によっても午前中の需要が多いということであれば、また違う方法もあるかと思しますし、サラリーマンの方から言わせると、6時じゃなくて、あと1時間延ばしてもらえないかといった声も聞かれますので、当然、今年1年間は共創の補助金もついたわけですから、様々な取組等をされてはいいかかと思しますけれども、その点については新たにチャレンジしていくような、そういう施策とか、そういったものに対する対応というのはどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

神山まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 神山義久課長登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

ただいま実証実験の期間というふうに捉えていまして、議員おただしにあったとおり、時間の延長はできないのかとかいうお声もいただいております。今年度については、共創モデル事業の国への申請を出している計画については大きく変更はできませんが、今後、そういった町民のニーズ、様々なそういった要望にお応えできるようなことを考えて検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 共創モデル実証運行事業に関しましては、国交省が実施する中であって今、実施しているところですが、複数の主体が連携・協働し、地域交通の再構築を推進するというのを目的とやっていますので、ぜひとも積極的に前向きに、今、申し上げたような飲食店等の活性化にも、内での需要を高めるような活用の仕方ぜひ考案していただきたいというふうに思います。そして、ありがとうございました、ご答弁。

次に、公共施設等総合管理計画についてお尋ねをいたします。

これは大変な問題といえますか、老朽化の施設等が多くなってきたという中であって、更新費用が非常に大きいわけでございます。それで、ご答弁いただいた中でも年平均で長寿命化等の対策を実施しない場合には約26億7,000万円、実施した場合でも12億6,000万、これは単純に年間の予算を80億ぐらいの数字で見えていくと、かなりの割合になってしまうんですね。これは、本当に家計でいったら大変な数字になるかと思います。長寿命化対策をしない場合には、およそ34%、いわゆる更新費、維持管理等の費用等でもってかかってしまうというふうに解釈できるんでしょうけれども、長寿化等の対策を実施した場合でも12億6,000万、80億に対していえば15%というふうな数字でもって、その数字がみすみす毎年毎年かかってしまうというのは大きな大きな問題かと思えます。

人口減少化においてというこれからの時代を考えても、これも平時というふうに言いますが、考えてみれば、これは人口減少と少子高齢化は静かなる有事というふうに捉えられているんですね。我が町では、平時というふうな言い方を財政面ではしておりますけれども、今に申し上げた割合を考えたら、これは静かなる有事どころじゃなくて、これは大きな極まりない有事であるというふうに考えます。

こんなところから、公共施設等総合管理計画について、除去したり、そういった複合化したり、そういうことというのは具体的にちょっと見えてこないんですが、そういったことも考えなくちゃいけないということは答弁ではいただいているんですが、具体的にいつ頃までにどういった施設をというものを集約化してくる、機能を集約、効率的な運営、複合化、個別な計画は取り組んでおりますが、集約化とか、機能集約・複合化、そういったものを具体的にこの施設について出して計画してくる、その部分というのは、具体的にいつ頃という考えがあるのかないのか、あれば具体的なものを示していただく説明のほどをお願い申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

公共施設の今後の改修計画が、いつ、どの段階でというご質問だと思いますが、今ある公共施設等総合管理計画の中での長寿命化対策は見られるが、そういった大きな集約化とか機能統合とかが見えないというお話だったかと思います。

今後の、いわゆる公共施設の統廃合であったり機能集約については、今後議論を深めていく段階であるというところで、ただこれまで何もやってこなかったかというところではなくて、ご承知のように令和2年に竣工しました複合施設KOKOTTO、これはまさに公民館機能と図書館機能、子育て、観光交流というところで、そういった4つの機能を統合したものであります。平成28年に公共施設等総合管理計画を策定した段階において、こちらのKOKOTTOにつきましても検討委員会を立ち上げて、令和2年に竣工したわけでありましたが、まさに公共施設の機能統廃合を実現した施設であります。

今後のところで大きいところは、やはり学校施設であったり、この役場庁舎も老朽化はしておりますが、耐震化を図ったりしながら、できるだけ長寿命化を図りながら、先ほど答弁しました年平均12億というところは平均でございます。そこを一気に、いつときに集中した財政負担がないように平準化を図る、現在の公共施設を維持管理を続けながら平準化を図っていくという、なかなか難しいことではありますが、そういったところを財政計画のほうにも落とし込んでいくようになります。

ただし、今現在では、そういった公共施設の計画が、いつ、どこでと、青山議員さんおっしゃるような具体的に持ちはわせておりませんので、そこを今後検討を深めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 答弁ありがとうございます。

今後の課題といいますか、今後の方向性として具体的に示されるようなご答弁だったかと思います。

議員の研修、今年の1月の段階でもって研修でもって知り得た内容でしたが、公共施設等適正管理推進事業債、除去等について十分に活用できるものじゃないかと思うんですが、中央公民館について、今すぐこれは答弁答弁してくれとは申し上げませんが、一つの事案として検討されるべきではないのかというふうに思いますが、それについてはいかがお考えかをお尋ねいたします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

正木総務課長。

〔総務課長 正木孝也課長登壇〕

○総務課長（正木孝也課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

旧中央公民館でございますが、現状、複合施設KOKOTTOの建設によりまして、公民館としての機能は終了しております。その後は、ご承知のように様々なご意見等あって、今は安全管理をして現状まだ建っている状況ではあります。今、青山議員さんおっしゃった公的債、起債のほうが令和7年度、今年度、これまでは交付税措置がされなかったんですが、除却についても交付税措置がなされるということで、まさに追い風が吹いたような状況でございます。こういった有利な財源があるうちに、やはりこういった目的を終えた施設というのは除却を行って、その跡地については有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） ご答弁ありがとうございます。

人口減少が、かなりここ数年が早めに進んできているかなという印象がちょっとございまして、このような先ほど申し上げましたように非常に公共施設等の維持管理等にかかる費用とか、更新費用とかがかかりますので、大きい数字です。ですから、早めに今後という中にあるのは、1年後、2年、10年でも今後ですから、なるべく早く着手されるようお願いを申し上げて質問を終わりたいと思います。

最後に、こども誰でも通園制度についてです。

大変難題を抱える事業かなというふうに思っておりまして、今回、早めに着手されることを希望しまして、今回取り上げたところでございます。特に、全国的な事例もございますので、その課題というところについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

結構、答弁の中にも弾力性があるというようなところでのお話がありましたけれども、1つお聞きしたいのは、保育事業者、人員配置についてちょっとお尋ねしたいんですが、試行事業などでは、ゼロ歳児は3名につき保育事業者1名以上、1歳から2歳児は6名につき保育従事者1名以上ということで、保育従事者というところでありまして、いわゆる保育士以外の方も携われるのかなというところで、このところはどういうふうに解釈したらよろしいのか、お尋ね申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小椋子育て支援課長。

〔子育て支援課長 小椋 勲課長登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

保育従事者について、保育士以外の方でこういった方が保育従事者になるのかというおただしであると思いますが、保育士以外に保育従事者になるというところでは、国が定めております研修、そういったものを受講し認められた方、そういった方も保育従事者というところに対応が可能というふうに聞いております。

以上で、10番、青山議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 1つには、一時預かり事業を実施される場合、どういうスタイル、類型というのがあるかということもちょっと今の質問には関連したんですけれども、全部で7つの類型事業形態、類型があるかと思うんですが、そのうちのどのような形態を矢吹町では取るような考えを持っておられるのかをお尋ね申し上げます。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小椋子育て支援課長。

〔子育て支援課長 小椋 勲課長登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度の利用形態、実施形態というところで、今、青山議員、お話しいただいたとおり様々な形態がございますが、町といたしましては一般型、あとは余裕型というところで、白河市、あとは南会津町のほうで実施しているもので想定はしております。ただ、こちらにつきましては、実施する事業者、保育施設がどういったことで対応をできるのかどうか、それはあくまでも要は認可申請の中で募集をしてまいります。そちらで施設が対応できるのかどうか、町のほうで認可をした上で実施をするということでございますので、町のほうから一般型で実施してほしいとか、余裕型で実施してほしいというような、町から指示をするというようなことでは想定はしておりません。

以上で、10番、青山議員の再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 今の答弁の中では、一般型と余裕活用型ですね、が示されておりますが、KOKOTTOの中にも一時預かり施設あります。地域密着Ⅱ型ですね。というのは、今の中には入っていなかったんですが、それはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（藤井源喜議長） 答弁を求めます。

小掠子育て支援課長。

〔子育て支援課長 小掠 勲課長登壇〕

○子育て支援課長（小掠 勲課長） 10番、青山議員の再質問にお答えいたします。

今、青山議員おただしの例示で言いますとKOKOTTOにあります未来くるステーション、そちらのほうでの施設仕様はどうかというようなところのおただしだったと思われかもしれませんが、今、我々のほうで想定しておりますのは、保育施設、認定こども園であったり保育所、そういったところを想定しておりまして、それについては一般型であったり余裕型かなと。

ただ、国といたしましては、そういった未来くるステーションであったり、駅東口の未来くるの2階にありますにこひろば、そこは子育て支援拠点という形で位置づけしておりますけれども、そういったところでも設備等の条件が合致していれば実施できますよというふうなことで、国のほうからも指示が出ております。

今後、そういった事業者にも、こういったこども誰でも通園制度の実施に向けて、やれるかどうかということ町としては聞き取りをしながら、場合によってはそういったところにも受皿ということで考えております。

以上で、10番、青山議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） 再質問はありますか。

10番。

○10番（青山英樹議員） 今の類型、3類型がありまして、恐らくこの3類型を活用しながらやっていくんだろうとは想定がされます。

最後に、答弁でいただいた保育士の勤務体制や園児の通園状況により受入れができない場合もあるというふうに聞いているということで、実際にこういった事例というのはあるわけなんですけれども、当町としまして、こういう状況というのは、今、推定でしかないんでしょうけれども、やっぱり起こり得るような状況にあるの

かどうかという認識はどうかというふうに思います。

簡単に申し上げますと、保護者は医療保険に上乗せする形で経費を負担しているというのが実態であって、要望、ニーズがあったときに、預けられる子供と預けられない子供ができたとかといったときの不公平感とか、あるいはそういう保護者のほうの問題と、あと事業者としてやはり預かる側として問題があります。

○議長（藤井源喜議長） 一般質問の時間が来ました。終了です。

○10番（青山英樹議員） 市町村は気が遠くなるような仕事をこなさなければならないわけなので……

○議長（藤井源喜議長） 終了します。

○10番（青山英樹議員） 時間、1分でしょう。

〔「今、終わりました」と呼ぶ者あり〕

○10番（青山英樹議員） 終わったの。すみません。

〔「30分たちました」と呼ぶ者あり〕

○10番（青山英樹議員） じゃ、またあとで個人的にお話しさせていただきます。ありがとうございました。いいところだったのにね。

〔「いいところだった」「こっちが聞きたかった」と呼ぶ者あり〕

○10番（青山英樹議員） 何だ、尻切れとんぼだな。ありがとうございました。

○議長（藤井源喜議長） 以上で、10番、青山英樹議員の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより議案及び陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第25号及び第26号については、7名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

お手元に配付しました第448回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第24号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、5月28日までに受理した陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（藤井源喜議長） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

本日は誠にご苦労さまでした。

ありがとうございました。

（午後 零時54分）

令和 7 年 6 月 1 3 日（金曜日）

（第 4 号）

令和7年第448回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和7年6月13日(金曜日) 午前10時開議

日程第 1 陳情第2号・第4号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第24号

陳情第 3号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第25号・第26号

審査結果報告 予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 選挙第 1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日程追加の議決

日程第 5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 同意第 1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第27号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第28号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算(第1号)

日程第 9 発議第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

日程第10 発議第 3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

日程第11 閉会中の継続審査の申し出について(4件)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	梅	宮	美和子	2番	小	島	紀子
3番	芳	賀	慎也	4番	関	根	貴将
5番	高	久	美秋	6番	鈴	木	浩一
7番	富	永	創造	8番	三	村	正一
9番	鈴	木	隆司	10番	青	山	英樹
11番	熊	田	宏	12番	角	田	秀明

13番 堀井 成人
欠席議員（なし）

14番 藤井 源 喜

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 蛭 田 泰 昭

副 町 長 鈴 木 一 史

教 育 長 大 杉 和 規

総 務 課 長 正 木 孝 也

企画・デジタル推進課長 国 井 淳 一

まちづくり推進課長 神 山 義 久

総合窓口課副課長 水 戸 政 司

税 務 課 長 渡 辺 憲 二

保健福祉課長 山 野 辺 幸 徳

農業振興課長
兼農業委員会
事 務 局 長
鈴 木 辰 美

商工観光課長 柏 村 秀 一

都市整備課長 有 松 泰 史

上下水道課長 小 磯 剛

行政管理監兼
危機管理監兼
政 策 管 理 監
阿 部 正 人

教育次長兼
教育振興課長 佐 藤 豊

生涯学習課長 西 山 貴 夫

子育て支援課長 小 椋 勲

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝

次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（藤井源喜議長） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（藤井源喜議長） それでは、去る6月10日の本会議において、各常任委員会、予算特別委員会に付託しました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎陳情第2号、第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第1、これより陳情第2号及び第4号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、関根貴将議員。

〔4番 関根貴将議員登壇〕

○4番（関根貴将議員） 皆さん、おはようございます。

第448回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第2号及び第4号の審査結果は、次のとおりであります。

陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

本件は、政府関係機関に対し、地方財政の充実・強化を求める11項目に対する意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。

本件は、政府関係機関に対し、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和8年度以降も、全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を求める意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第24号、陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第2、これより議案第24号及び陳情第3号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一議員。

〔8番 三村正一議員登壇〕

○8番（三村正一議員） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、第448回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第24号及び陳情第3号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第24号 矢吹町道路線の変更について。

本案は、昭和61年9月16日に町道認定されている町道3路線について、道路整備等により起点及び終点が変わっており、現況と道路台帳との整合が取れていないことから、変更を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号 生活道路の舗装に関する陳情（町道中丸1号線）。

本件は、三城目中町地区の生活道路について、砂利道の現道舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第24号 矢吹町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号 生活道路の舗装に関する陳情（町道中丸1号線）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第25号、第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第3、これより議案第25号及び第26号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、13番、堀井成人議員。

〔13番 堀井成人議員登壇〕

○13番（堀井成人議員） 議場の皆さん、改めて、おはようございます。

第448回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第25号及び第26号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第25号 令和7年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ126万1,000円を追加し、総額を16億5,865万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金48万5,000円、県支出金24万2,000円、繰入金53万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、地域支援事業費126万1,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号 令和7年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、収益的収入につきましては、公共下水道事業において、既定の額に243万9,000円を増額し、総額を4億1,597万8,000円とするものであります。内容は、営業外収益を243万9,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業において、既定の額に1,000万円を増額し、総額を4億2,111万7,000円とするものであります。内容は、営業費用を1,000万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

○議長（藤井源喜議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第25号 令和7年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和7年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◎選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（藤井源喜議長） 日程第4、これより選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員に、矢吹町中町168番地、深谷壽夫氏、矢吹町花咲135番地11、石原ヨシ子氏、矢吹町松倉175番地、笠井清春氏、矢吹町東堤210番地、吉田秀一氏、また、選挙管理委員補充員に、矢吹町八幡町579番地3、星保一氏、矢吹町善郷内346番地、熊田由美氏、矢吹町根宿500番地、小針安子氏、矢吹町天開250番地、小室健一氏、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました深谷壽夫氏、石原ヨシ子氏、笠井清春氏、吉田秀一氏は選挙管理委員に、星保一氏、熊田由美氏、小針安子氏、小室健一氏は選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。ただいま当選されました補充員の補充順序は、星保一氏を1位、小針安子氏を2位、熊田由美氏を3位、小室健一氏を4位としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、1位、星保一氏、2位、小針安子氏、3位、熊田由美氏、4位、小室健一氏と決定いたしました。

以上のとおり、選挙管理委員補充員の補充順序が決定されました。

以上で、選挙管理委員及び同補充員の選挙は終結いたします。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を10時30分から、そして、引き続き、その取扱いについて議会運

営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

(午前10時 分)

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

(午前11時00分)

◎日程の追加

○議長（藤井源喜議長） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、熊田宏議員。

〔11番 熊田 宏議員登壇〕

○11番（熊田 宏議員） こんにちは。

議会運営委員会から、先ほどの協議につきまして報告させていただきます。

会期中に、町長から提出のありました承認1件、同意1件、議案2件、議員からの発議2件の追加議案が提出されました。

企画・デジタル推進課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議とすることに協議が成立いたしました。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会からの報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井源喜議長） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程を追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第5、これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） それでは、説明します。

日程第5、承認第10号 専決処分の承認を求めることについてであります、本件は、令和7年6月6日の

本会議において承認をいただいた承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号））につきまして、議案書内の数値及び語句の誤記及び款・項・目・節番号の付番誤りがあることを確認いたしましたので、矢吹町議会会議規則第20条第1項の規定に基づき、専決処分の一部を訂正し、地方自治法第179条第3項の規定に基づく承認を改めて求めるものであります。

このたびのことにつきましては、承認の議案として提出したにもかかわらず、私どもの不手際により、再度承認を求めることとなり、議員の皆様大変ご迷惑をおかけしましたことに対し、深くおわびを申し上げますとともに、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 令和6年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号は原案のとおり承認することに決しました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第6、これより同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 日程第6、同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、令和4年7月から固定資産評価審査委員会委員に就任していただき、この6月30日をもって任期が満了となります、矢吹町本町140番地1、佐久間佳良氏を、再度、同委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐久間氏には、任期中、卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力いただき、令和6年7月からは固定資産評価審査委員会の委員長を務めていただいております。

今後も引き続き同委員会の職務にご尽力していただきたく、ここに提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（藤井源喜議長） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました佐久間佳良様を紹介するため、暫時休議いたします。

（午前11時07分）

○議長（藤井源喜議長） 再開いたします。

（午前11時08分）

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第7、これより議案第27号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 日程第7、議案第27号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、選挙時における投票所、開票所等における管理者及び立会人等の報酬額を改定するため、関係条例を改正するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。議案第27号 矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第8、これより議案第28号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

蛭田町長。

〔町長 蛭田泰昭町長登壇〕

○町長（蛭田泰昭町長） 日程第8、議案第28号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてありますが、本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ19万3,000円を追加し、総額を79億5,860万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金19万3,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を参議院議員通常選挙費により19万3,000円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号 令和7年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第９、これより発議第２号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

４番、関根貴将議員。

〔４番 関根貴将議員登壇〕

○４番（関根貴将議員） 発議第２号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について説明いたします。

いま、地方公共団体には急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や、新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しております。

政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、政府に次の事項の実現を求めます。

１、社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

２、とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分を含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

３、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き、臨時財政対策債に頼らないより自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

４、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

５、地方創生推進費として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

６、会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

7、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。

8、自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

9、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。

10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

11、自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出しようとするものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井源喜議長） 日程第10、これより発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、小島紀子議員。

〔2番 小島紀子議員登壇〕

○2番（小島紀子議員） 発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について説明いたします。

東日本大震災を受け創設された被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子供たちにとり、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。しかし、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。

このような理由から、令和8年度においても、全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うことの実現について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長（藤井源喜議長） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（藤井源喜議長） 日程第11、これより閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、両常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会広報編集委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。配付した資料のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井源喜議長） ご異議なしと認めます。

よって、配付した資料のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（藤井源喜議長） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、午後 1 時より議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力願います。

これにて第448回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前 11 時 26 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 9 月 3 日

議 長 藤井源喜

署 名 議 員 堀井成人

署 名 議 員 梅宮美和子